

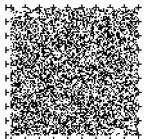
調布市自殺対策計画

～支え合い 認め合い ともに暮らす～

平成31(2019)年3月
調 布 市



この計画書の各ページには、「音声コード（U n i -V o i c e）」を付しています。
「音声コード」とは、1.8センチメートル角のコードを専用の読み取り機やスマート
フォン用アプリが音声に変換し、文章内容を読み上げるものです。



はじめに



我が国の自殺者数は平成10年以降、連続して3万人を超える状態が続き、現在は減少傾向にあるものの未だ2万人を超えます。さらに、自殺死亡率は主要先進7か国で最も高く、非常事態にあると言わざるを得ません。

国は平成18年に「自殺対策基本法」を施行し、それまで「個人の問題」と思われがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになりました。平成28年には法の一部改正が行われ、

自殺対策は生きることの包括的な支援と定義されるとともに、都道府県及び市町村に対しては新たに「自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

これまで市では、市民の皆様一人ひとりが健康で明るく元気に生活できるよう、平成17年3月に策定した「調布市民健康づくりプラン」に基づき、心の健康づくりに取り組んで参りました。

今回の計画策定に当たっては、まず市の事業における現状の課題を体系づけ、対応する取組を整理しました。その上で、市民の皆様や有識者・専門家の方々からなる「調布市自殺対策計画策定委員会」を立ち上げて地域の実情に応じた計画となるよう意見交換を重ね、この度、「調布市自殺対策計画」を策定いたしました。

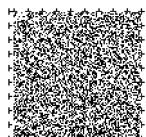
自殺対策には、地域のあらゆる取組によって誰もが必要な支援を受けられることが必要です。市では、保健・医療・福祉・教育・労働そのほかの関連施策や関連団体と緊密に連携を図り、計画の基本理念である「認め合い 支え合いともに暮らす」まちづくりの実現に向け、地域一丸となって自殺対策に取り組んで参ります。

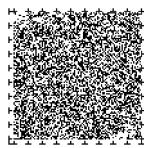
結びに、本計画の策定に当たりまして、御尽力いただきました調布市自殺対策計画策定委員会及び調布市健康づくり推進協議会をはじめとする関係者の方々並びに市民意識調査やパブリック・コメントに御協力を賜りました皆様に心から感謝申しあげます。

平成31年3月

調布市長

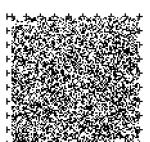
長友貴樹





目 次

第1章　自殺対策計画策定にあたって	1
1　計画策定の背景と趣旨	1
2　計画の位置づけ	4
3　計画の期間	5
第2章　調布市における自殺の特徴	7
1　自殺の現状	7
2　市民意識調査結果からみた現状と課題	16
3　調布市の自殺対策の課題	27
第3章　いのちを支える自殺対策における取組	31
1　基本理念および基本方針	31
2　全体像	32
3　基本施策および重点施策	33
4　計画の成果指標	47
第4章　自殺対策の推進体制等	49
1　自殺対策の推進	49
2　進行管理	50

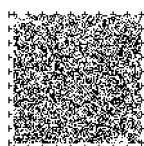


参考資料	5 1
1 調布市自殺対策計画策定委員会要綱	5 1
2 調布市自殺対策計画策定委員会名簿	5 3
3 調布市健康づくり推進協議会条例	5 4
4 計画策定の経過	5 6
5 成果指標の出典	5 7
6 自殺対策関連事業	5 8
7 用語解説	7 3
8 自殺対策基本法（抜粋）	7 8

注) 用語の後ろに*がついている場合は、同じページに説明があります。

用語の後ろに**がついている場合は、参考資料に用語解説があります。

なお、同一ページに同じ用語がある場合には、1番目の用語にマークをつけています。





自殺対策計画策定にあたって

1 / 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景

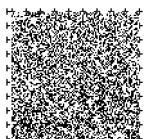
我が国の自殺者数は、平成10年以降3万人を超え、平成22年以降は7年連続減少しているものの、いまだ年間2万人を超えていました。自殺死亡率※は、主要先進7か国*で最も高い状況となっています。また自殺は、15～39歳の若い世代の死因の第1位となっており、若年層の自殺が深刻な状況となっています。

国は、平成18年に「自殺対策基本法※」を施行し、平成19年にはこの法律に基づき、国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱※」が閣議決定されました。平成24年8月にはこの大綱の全体的な見直しが行われ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すことが明示されました。

平成28年3月に「自殺対策基本法」を一部改正し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と定義し、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」では、平成38（2026）年までに自殺死亡率を平成27年の18.6と比べて30%以上減少させ、13.0以下とすることを数値目標として掲げています。また、都道府県・市町村に対して、地域の実情に即した自殺対策の施策に関する計画策定を求めています。

東京都は、効果的な自殺対策を総合的に推進するため、平成21年3月に「東京における自殺総合対策の基本的な取組方針」を改正し、平成30年6月には、「東京都自殺総合対策計画」を策定しました。国の大綱の目標に合わせ、自殺死亡率・自殺者数を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標としています。

*主要先進7か国 アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・日本・カナダ・イタリア



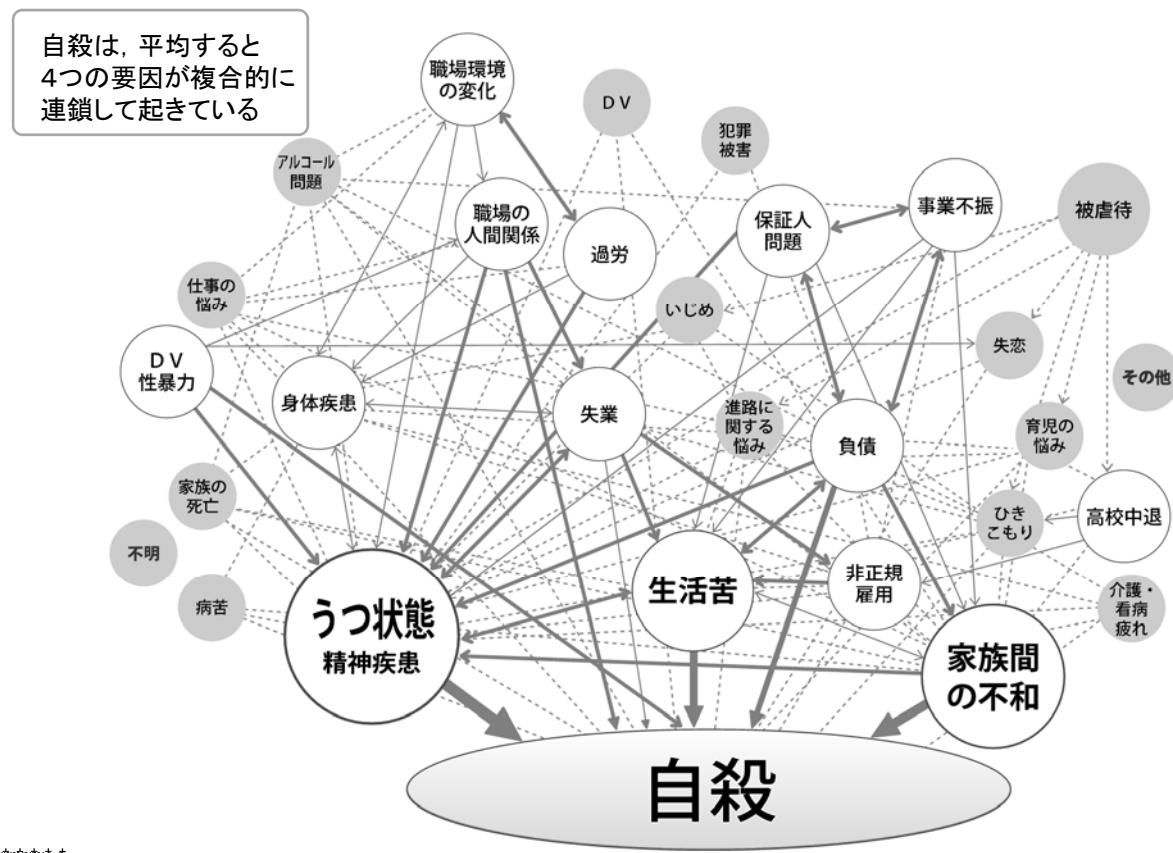
(2) 趣旨

自殺対策は、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組により、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられることが重要です。そして、自殺には多様かつ複合的な原因及び背景があることを踏まえ、対策を進めるにあたっては、保健、医療、福祉、教育、労働そのほかの関連施策との有機的な連携が図られることが必要です。市は、市民に最も身近な自治体として現状の把握と分析を進め、効果的に自殺対策の施策を展開していく必要があります。

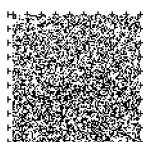
下図は、NPO 法人ライフリンクが行った、自殺で亡くなった方についての自殺実態調査から見えてきた自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）です。図中の○印の大きさは、要因の発生頻度を表しており、大きいほどその要因を抱える頻度が高いことを表します。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。自殺の直接的な要因としては、うつ状態の○印が最も大きくなっていますが、うつ状態になるまでには複数の要因が存在し、複雑に連鎖しています。

自殺は平均 4 つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖プロセスは、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。

[「1000 人実態調査」から見えてきた自殺の危機経路]



資料：自殺実態白書 2013 (NPO法人ライフリンク)



調布市は、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、共に生きることを支えるための取組を包括的に推進していくために、「自殺対策についての基本認識」を踏まえ、「調布市自殺対策計画」を策定します。

【自殺対策についての基本的な考え方】

(認識)

◎ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、役割喪失感、過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまうと考えられています。

(方針)

◎ 社会全体の自殺リスクを低下させる

「自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である」との認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものです。

◎ 生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす

自殺対策は「生きることの阻害要因^{*1}」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因^{*2}」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

* 1 「生きることの阻害要因」とは、自殺のリスク要因のことで、失業や多重債務、生活苦等により生きづらさを感じる要因のこと。

* 2 「生きることの促進要因」とは、自殺に対する保護要因のことで、自分を大切にする自己肯定感や、信頼できる人間関係などにより、危機回避能力が高くなる要因のこと。

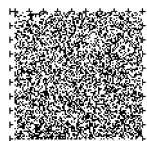
◎ 様々な分野の生きる支援との連携を強化する

自殺に追い込まれようとしている人の自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、そのためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

◎ 自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する

自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景は、理解されにくい現実があり、そうしたことへの理解を深めることも含めて、誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識として普及啓発を行う必要があります。

「自殺総合対策大綱※」一部参考

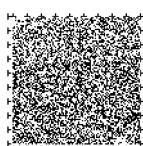
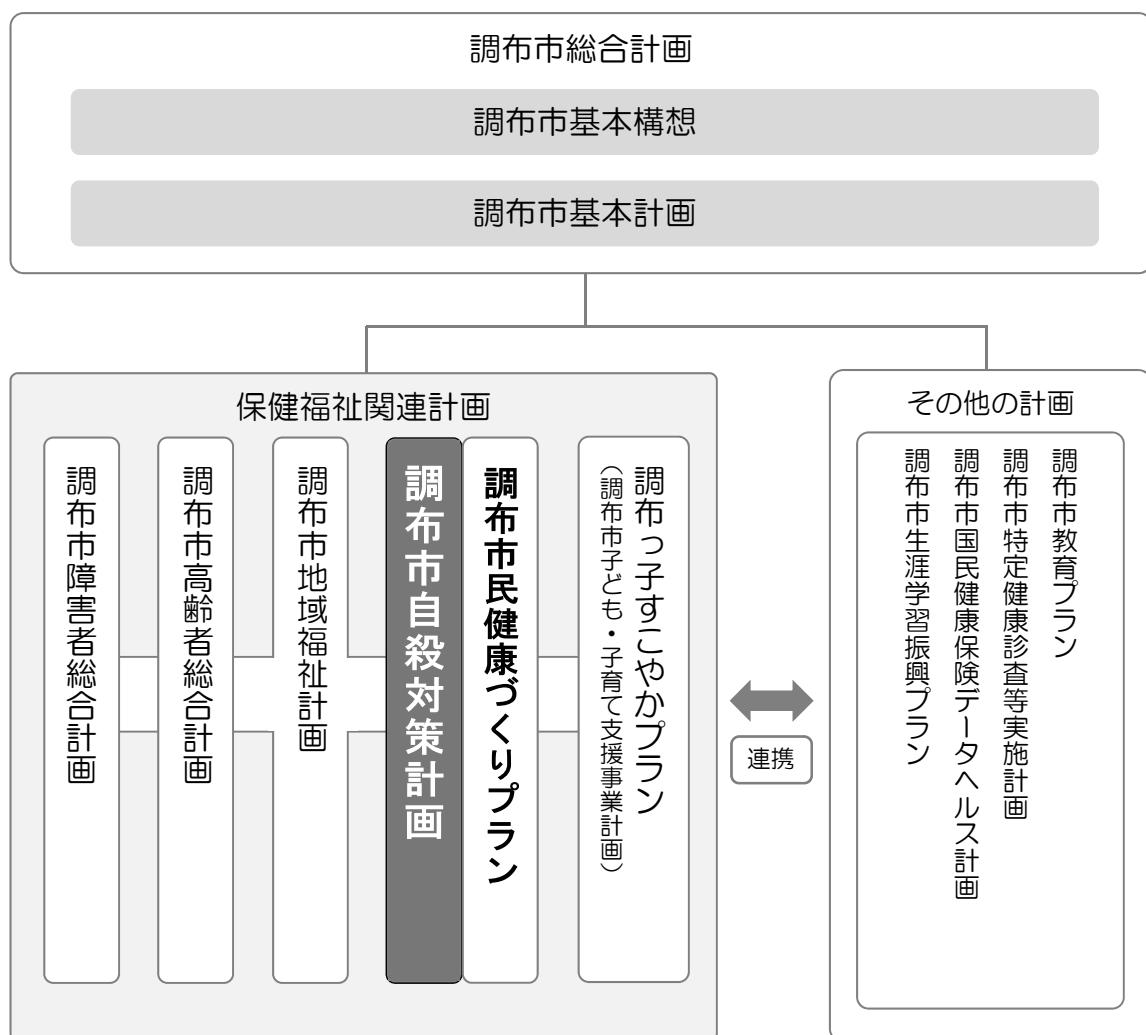


2 / 計画の位置づけ

調布市自殺対策計画は、「調布市民健康づくりプラン（第3次）」の健康づくりの3分野の「こころの健康」と関連するものであり、平成28年に改正された「自殺対策基本法*」に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱*」等の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

「東京都自殺総合対策計画」や調布市の上位計画である「調布市総合計画」、関係する他の計画との整合性・連携を図りながら対策を進めています。

[計画の位置付け]



3 / 計画の期間

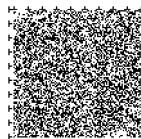
この計画の計画期間は、平成31（2019）年度から平成36（2024）年度までの6年間とします。

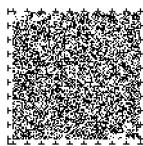
[自殺対策に関する計画等の期間一覧]

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36			
	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024			
国	●自殺対策基本法 施行										●自殺対策基本法 一部改正											
		●自殺総合対策大綱 閣議決定 ●一部改正			●自殺総合対策大綱 見直し				●自殺総合対策大綱 閣議決定													
都		●東京における自殺総合対策の基本的な取組方針 改正				東京都自殺総合対策計画																
調布市	(平成13年度～) 第4次調布市総合計画					第5次調布市総合計画																
	調布市民健康づくりプラン					調布市民健康づくりプラン (第2次)				調布市民健康づくりプラン (第3次)				調布市自殺対策計画								

[他の計画期間の一覧]

計画名	計画期間
調布市総合計画	平成25年度～平成34（2023）年度
調布市健康づくりプラン（第3次）	平成30年度～平成34（2023）年度
調布っ子すこやかプラン	平成27年度～平成31年度
調布市地域福祉計画	平成30年度～平成35（2024）年度
調布市高齢者総合計画	平成30年度～平成32（2022）年度
調布市障害者総合計画	平成30年度～平成35（2024）年度
調布市教育プラン	平成31年度～平成34（2023）年度
調布市特定健康診査等実施計画	平成30年度～平成35（2024）年度
調布市国民健康保険データヘルス計画	平成30年度～平成35（2024）年度
調布市生涯学習振興プラン	平成25年度～平成34（2023）年度





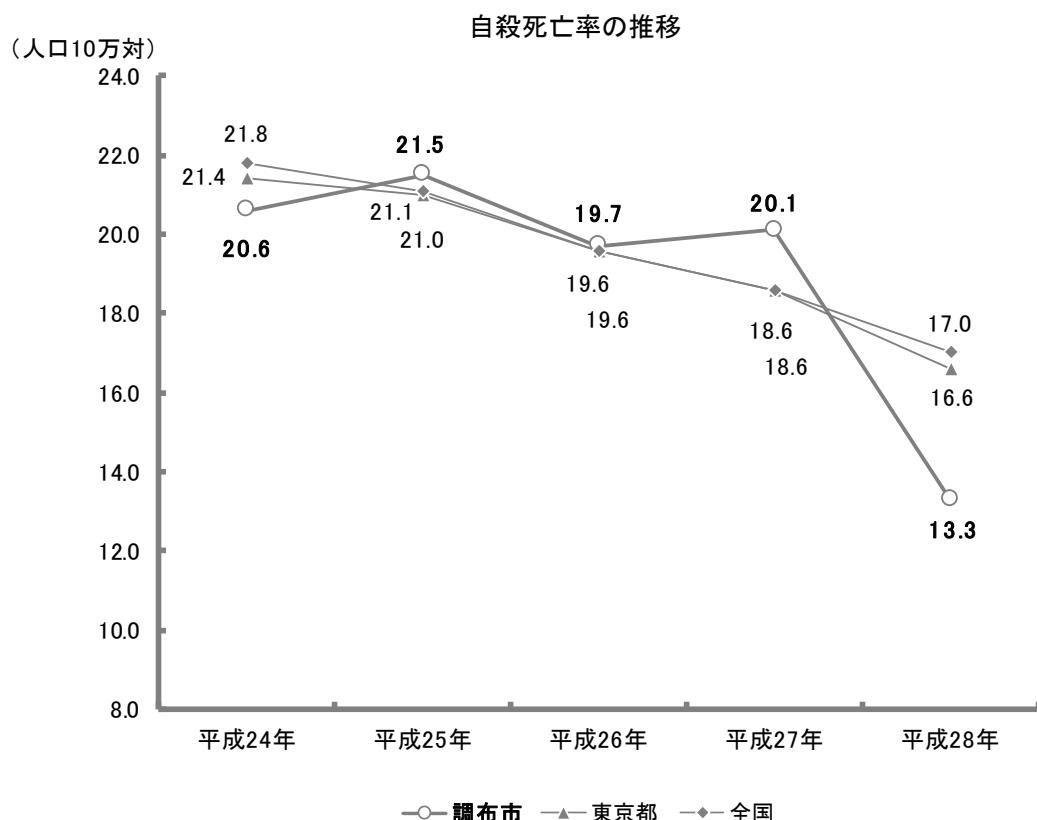


調布市における自殺の特徴

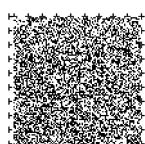
1 / 自殺の現状

(1) 自殺死亡率※の推移

平成24年以降の調布市の自殺死亡率の推移は、全国・東京都と同様、減少傾向となっています。平成28年には自殺死亡率が13.3と低下し、平成24年以降最低となりました。

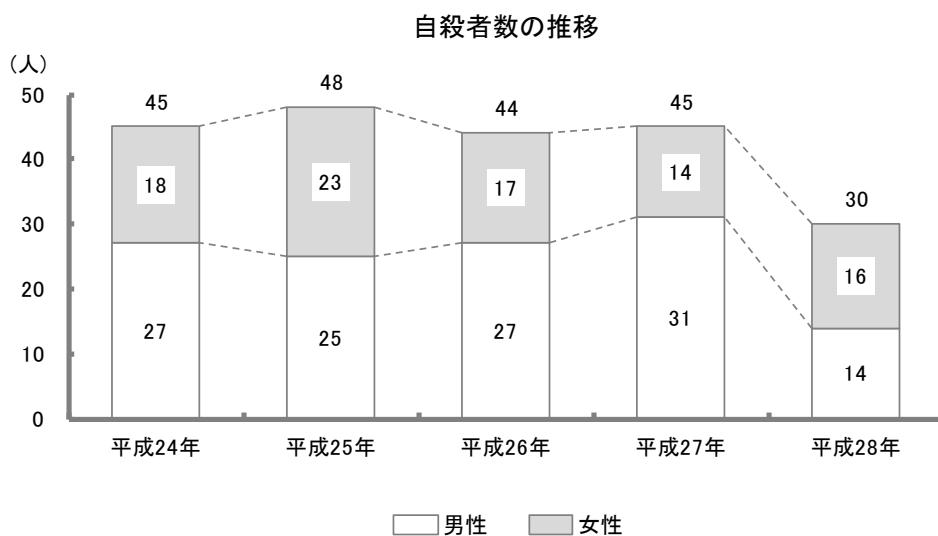


資料：厚生労働省ホームページ、地域における自殺の基礎資料※【自殺日・住居地】



(2) 自殺者数の推移

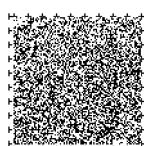
平成24年から平成28年の5年間での自殺者数の推移をみると、45人前後で推移していましたが、平成28年には30人となっています。男女別では、平成27年まで女性に比べ男性が多い傾向にありましたが、平成28年では男性が14人、女性が16人と男性に比べ女性が多くなっています。



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）*」

* 「地域自殺実態プロファイル（2017）」とは

自殺総合対策推進センター*が作成したデータで、国勢調査、人口動態統計調査、企業・経済統計、生活・ライフスタイルに関する統計（国民生活基礎調査、社会生活基本調査等）に基づき、自治体ごとの自殺者数や自殺死亡率*についてまとめて、自殺の実態を明らかにするものです。



(3) 地域の自殺の特徴

平成24年から平成28年の5年間の自殺者数は合計212人（男性124人、女性88人）です。その特徴をみると、1位が「無職で同居家族がいる60歳以上の男性」、2位が「無職で同居家族がいる60歳以上の女性」、3位が「有職で同居家族がいる40～59歳の男性」となっています。

また、背景になる主な自殺の危機経路では、配置転換、過労などの就労に関するものや、失業、生活苦などの生活困窮に関するものがあります。

地域の主な自殺の特徴（自殺日・住居地、平成24～平成28合計）

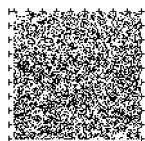
上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* ¹ (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路* ²
1位： 男性 60歳以上 無職同居	20	9.4%	33.1	失業（退職）→生活苦+身体疾患→自殺
2位： 女性 60歳以上 無職同居	20	9.4%	19.9	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位： 男性 40～59歳 有職同居	17	8.0%	14.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位： 女性 60歳以上 無職独居	16	7.5%	41.1	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位： 女性 40～59歳 無職同居	14	6.6%	17.6	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺

資料：自殺総合対策推進センター※「地域自殺実態プロファイル（2017）」

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率*の高い順とした。

* 1 自殺死亡率のこと。母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センター※にて推計した。

* 2 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライリンク）を参考にした。

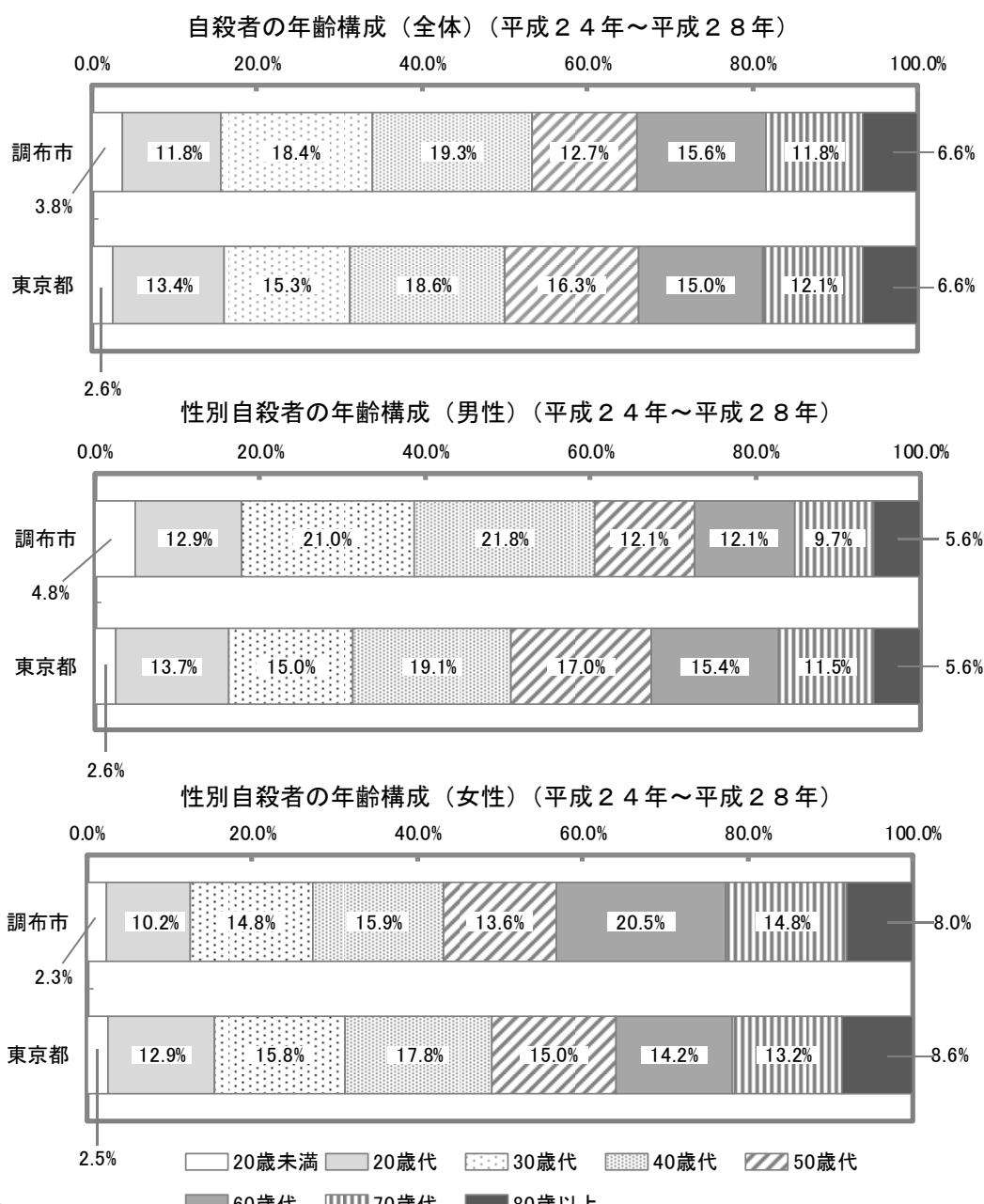


(4) 年代別自殺者の状況

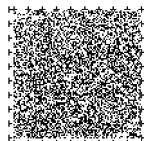
ア 自殺者の年齢構成

平成24年から平成28年の5年間での自殺者の年齢構成をみると、30, 40歳代の割合が高く、東京都に比べ20歳未満、30, 40, 60歳代が高くなっています。

性別でみると、男性は30, 40歳代の割合が高く、東京都に比べ20歳未満、30, 40歳代が高くなっています。また女性は60歳代の割合が高く、東京都に比べ60, 70歳代で高くなっています。



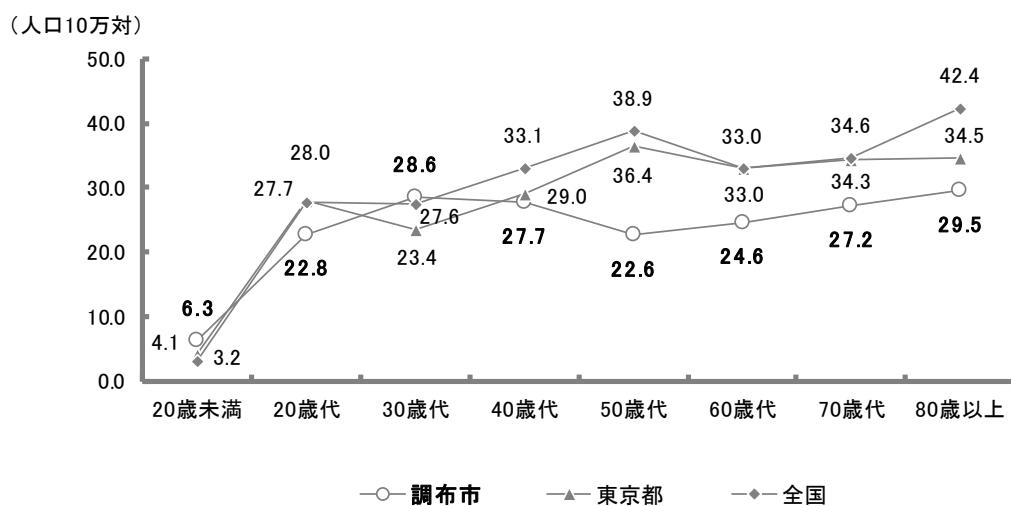
資料：自殺総合対策推進センター※「地域自殺実態プロファイル（2017）」



イ 性別・年代別の自殺死亡率*

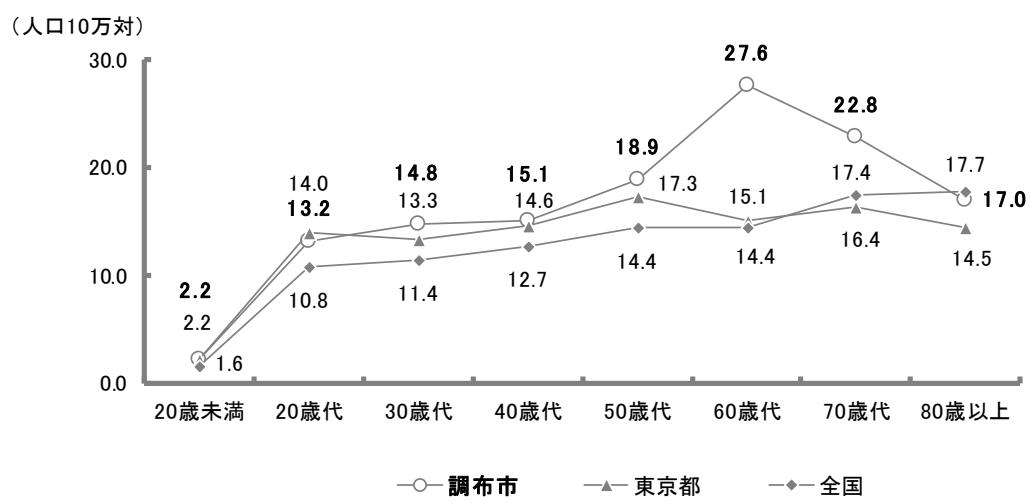
平成24年から平成28年の5年間での性別・年代別の自殺死亡率をみると、調布市は、男性が全国・東京都に比べ低い傾向にあるものの、20歳未満、30歳代では高くなっています。また、女性は全国・東京都に比べ高い傾向があり、特に60、70歳代の自殺死亡率が高くなっています。

年代別自殺死亡率（男性）（平成24年～平成28年の合計）

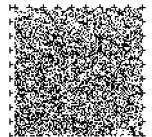


資料：自殺総合対策推進センター*「地域自殺実態プロファイル（2017）」

年代別自殺死亡率（女性）（平成24年～平成28年の合計）



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

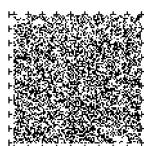


ウ 年代別にみた死亡原因の状況

平成29年における年代別の死亡原因の状況をみると自殺が20歳代、30歳代では第1位、40歳代では第2位と、若年層の死因の上位になっています。

	第1位	第2位	第3位
10歳代	悪性新生物	—	—
20歳代	自殺	脳血管疾患	—
		不慮の事故	
30歳代	自殺	悪性新生物	—
40歳代	悪性新生物	自殺	脳血管疾患
		心疾患	
50歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
60歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
70歳代	悪性新生物	心疾患	肺炎
80歳以上	悪性新生物	心疾患	老衰

資料：東京都多摩府中保健所 事業概要 平成29年版 主要死因別死亡数より抜粋



エ 60歳以上の自殺の内訳（同居人の有無別）

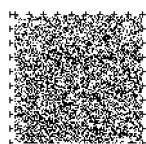
平成24年から平成28年での5年間における、60歳以上の自殺の内訳を同居人の有無別にみると、男性は、いずれの年代でも同居人の有無に関わらず、全国より低くなっています。

女性は、60歳代では「同居人あり」の割合が、60歳以上のすべてで「同居人なし」の割合が高くなっています。特に70歳代での割合が高くなっています。

60歳以上の自殺の内訳（同居人の有無 別）（平成24年～平成28年の合計）

性別	年齢階級	同居人の有無（人数）		同居人の有無（割合）		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	8	7	11.1%	9.7%	18.1%	10.7%
	70歳代	9	3	12.5%	4.2%	15.2%	6.0%
	80歳以上	5	2	6.9%	2.8%	10.0%	3.3%
女性	60歳代	14	4	19.4%	5.6%	10.0%	3.3%
	70歳代	5	8	6.9%	11.1%	9.1%	3.7%
	80歳以上	3	4	4.2%	5.6%	7.4%	3.2%
合計		72		100.0%		100.0%	

資料：自殺総合対策推進センター※「地域自殺実態プロファイル（2017）」



(5) 有職者の自殺数の状況

平成24年から平成28年の5年間の有職者の自殺の内訳については、自営業・家族従業者12人(17.9%)、被雇用者・勤め人が55人(82.1%)と被雇用者・勤め人が全国の割合と比べて高くなっています。

有職者の自殺の内訳（性・年齢・同居の有無の不詳を除く）（平成24年～平成28年の合計）

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	12人	17.9%	21.4%
被雇用者・勤め人	55人	82.1%	78.6%
合計	67人	100.0%	100.0%

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

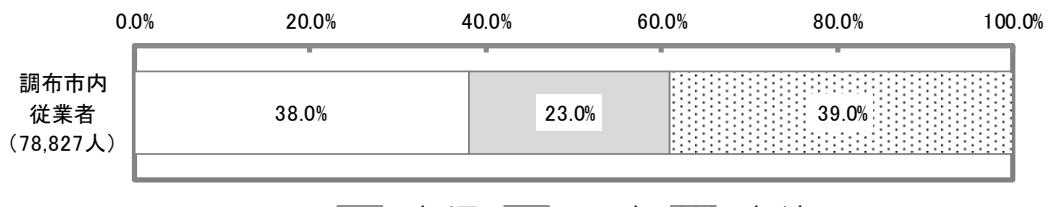
調布市内の事業所を従業者数別にみると、「19人以下」が88.0%と最も多くなっています。次いで「20～49人」が9.0%、「50人以上」が3.0%となっています。

また、市内従業者を従業者数別にみると、「50人以上」が39.0%と最も多くなっています。次いで「19人以下」が38.0%、「20～49人」が23.0%となっています。

従業者数別事業所の割合



従業者数別事業所の従業者割合

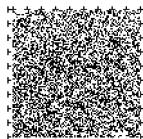


■ 19人以下 ■ 20～49人 ■ 50人以上

<参考>

	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣従業者のみ
事業所数	6,890	3,637	1,578	840	325	270	134	85	21
従業者数	78,827	8,102	10,335	11,426	7,695	10,261	9,274	21,734	-

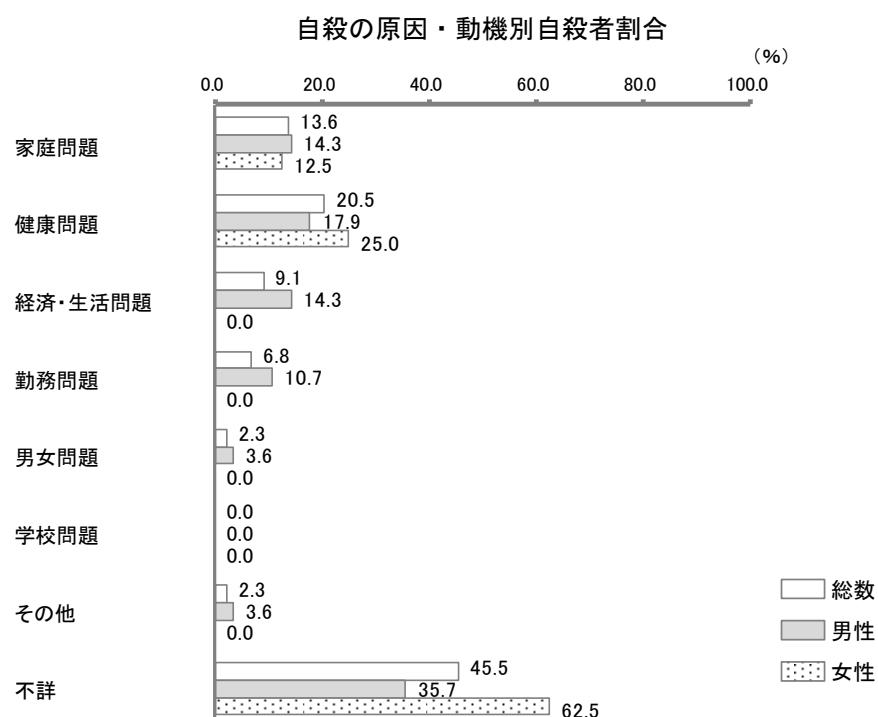
資料：総務省統計局平成26年経済センサス-基礎調査



(6) 自殺の原因・動機別自殺者割合

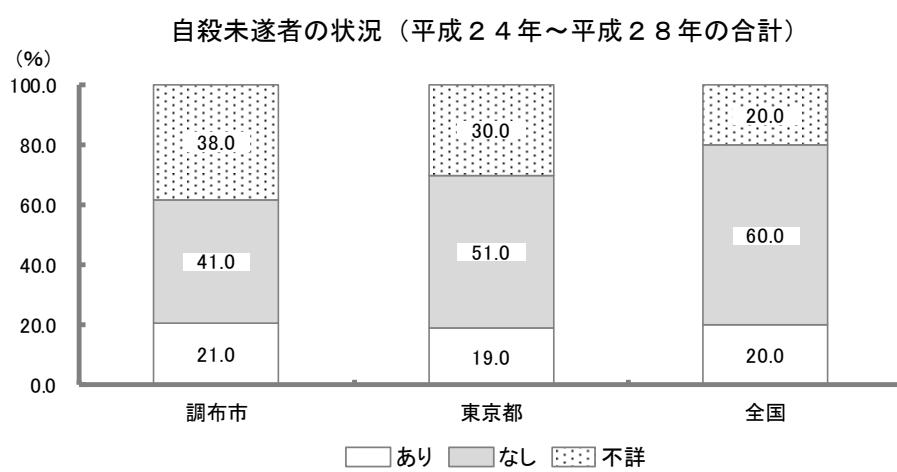
調布市で発生した自殺の原因・動機は、不詳を除くと「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」の順となっています。

男性では、「健康問題」「家庭問題」「経済・生活問題」による自殺割合が高く、女性では、「健康問題」「家庭問題」による自殺割合が高くなっています。

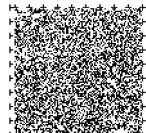


資料：厚生労働省、地域における自殺の基礎資料※【自殺日・住居地】

平成24年から平成28年の5年間に自殺した人の中で、過去の自殺未遂歴の有無をみると、「あり」の割合は21.0%で東京都・全国と比べ大きな差異はみられません。



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」



2 / 市民意識調査結果からみた現状と課題

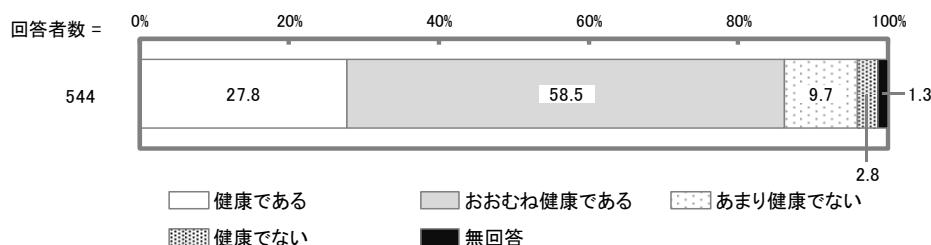
(1) 調査の概要

- 目的：市民のこころの健康・自殺対策に関する意識や実態を把握し、自殺対策計画を策定するための基礎資料とすることを目的とする。
- 名称：調布市こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査（「市民意識調査」という）
- 対象：住民基本台帳から無作為抽出による18歳以上の市民2,000人
- 期間：平成30年6月21日～7月5日
- 方法：郵送による配布・回収
- 回答数：544人（回収率27.2%）

(2) 調査結果

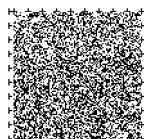
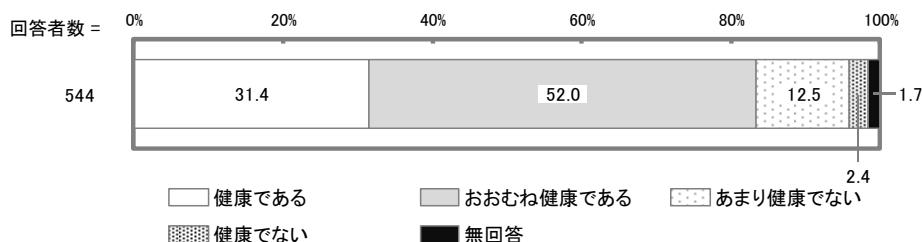
ア からだの健康状態

現在のからだの健康状態について、「健康である」と「おおむね健康である」をあわせた“健康である”と感じている人の割合が86.3%、「あまり健康でない」と「健康でない」をあわせた“健康でない”と感じている人の割合が12.5%となっています。



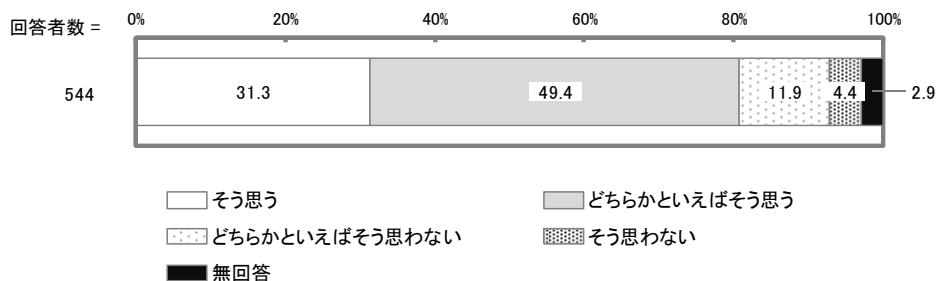
イ こころの健康状態

現在のこころの健康状態について、「健康である」と「おおむね健康である」をあわせた“健康である”と感じている人の割合が83.4%、「あまり健康でない」と「健康でない」をあわせた“健康でない”と感じている人の割合が14.9%となっています。



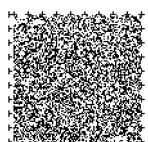
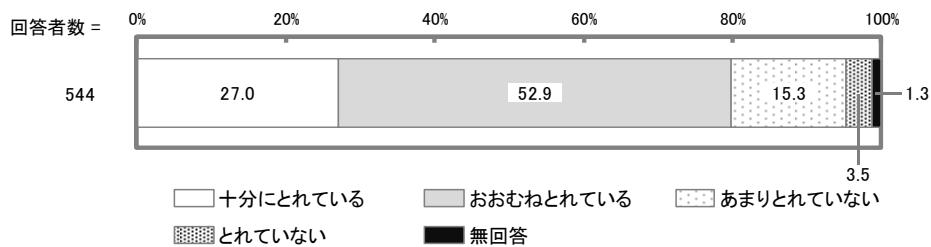
ウ 自分のことが好きか

自分が好きだと思うかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“自分のことが好き”な人の割合が80.7%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」をあわせた“自分のことが好きではない”人の割合が16.3%となっています。



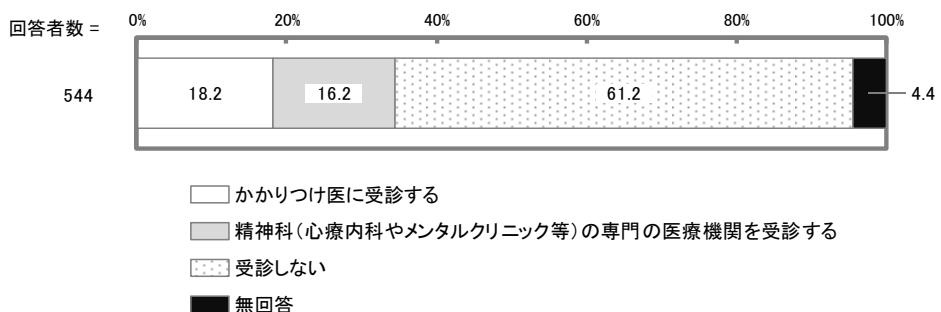
エ 十分に睡眠がとれているか

この1か月間くらいで、十分に睡眠がとれているかについて、「十分にとれている」と「おおむねとれている」をあわせた“十分に睡眠がとれている”人の割合が79.9%となっています。



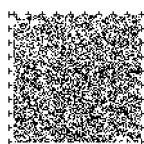
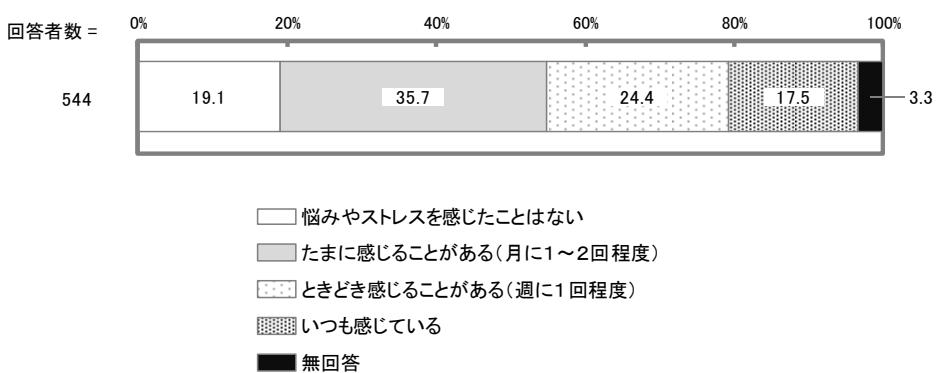
才 こころの不調や不眠時に、医療機関などを受診するか

こころの不調（不安感、イライラ感、落ち込み等）や不眠が2週間以上続く場合、医療機関などを受診するかについて、「受診しない」の割合が61.2%と最も高く、次いで「かかりつけ医に受診する」の割合が18.2%、「精神科（心療内科やメンタルクリニック等）の専門の医療機関を受診する」の割合が16.2%となっています。



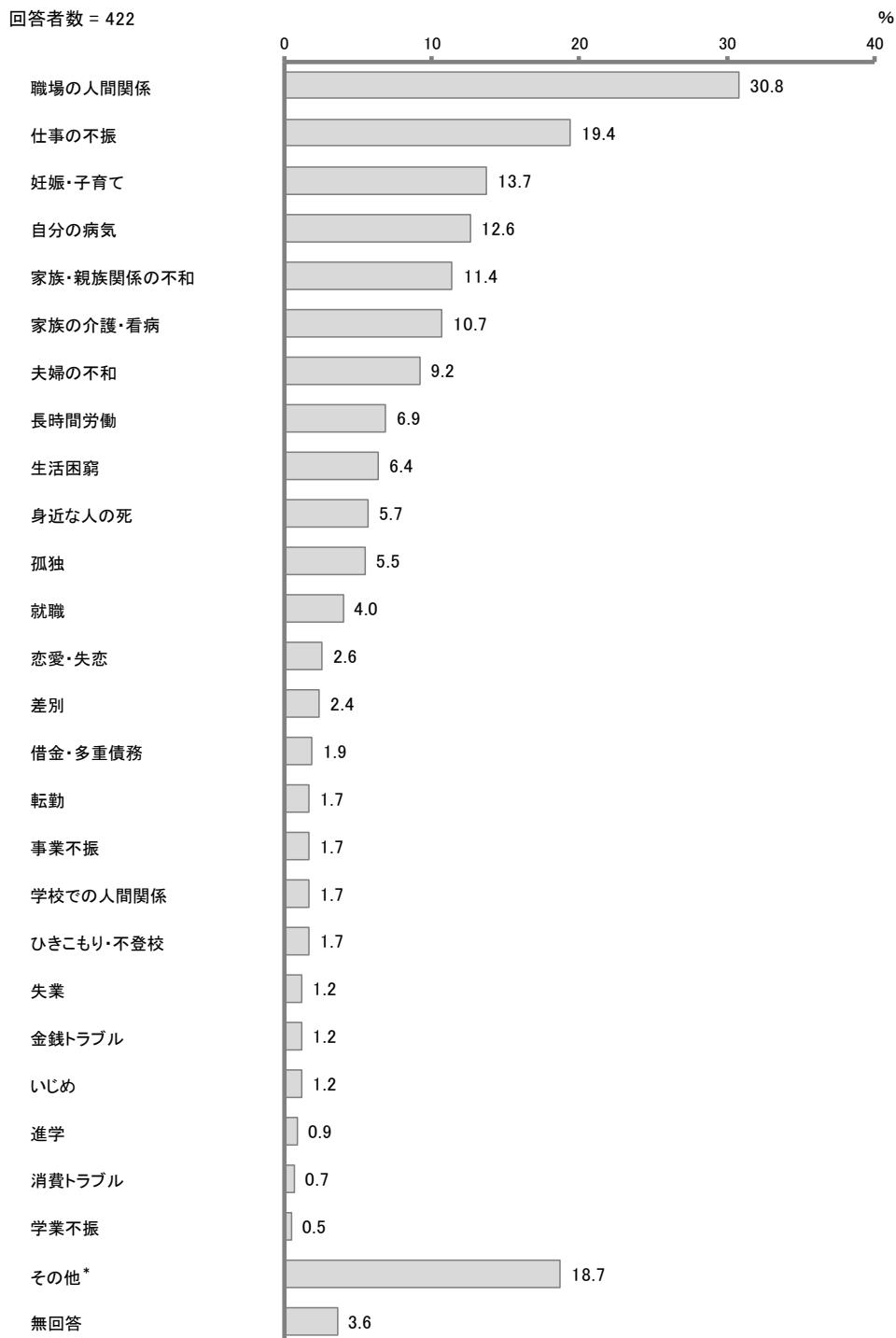
力(1) 悩みや不安、ストレスを感じたか

過去1か月間で悩みや不安、ストレスを感じたことがあるかについて、「たまに感じことがある（月に1～2回程度）」「ときどき感じことがある（週に1回程度）」と「いつも感じている」をあわせた“過去1か月で悩みや不安、ストレスを感じた”人の割合は77.6%となっています。

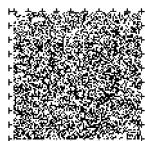


力(2) 悩みや不安、ストレスはどのような事柄が原因か（複数回答）

力(1)で“過去1か月で悩みや不安、ストレスを感じた”人のうち、「職場の人間関係」の割合が30.8%と最も高く、次いで「仕事の不振」の割合が19.4%、「妊娠・子育て」の割合が13.7%となっています。



* その他は自由記載とした。「地域や友人などの人間関係」、「仕事の忙しさ」、「肩こりなどの体の不調」、「将来への心配」などの回答があった。

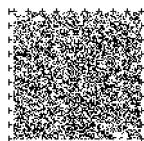


力(3) 性・年齢別の悩みや不安、ストレスの原因（複数回答）

力(2)を性・年齢別でみると、男性の30～39歳、女性の20～29歳で「職場の人間関係」の割合が、男性の40～49歳、女性の20～29歳で「仕事の不振」の割合が、女性の20～29歳で「就職」の割合が、女性の30～39歳で「妊娠・子育て」の割合が高くなっています。

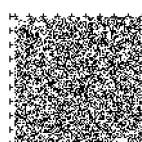
単位：%

区分	有効回答数(件)	職場の人間関係	仕事の不振	妊娠・子育て	自分の病気	家族・親族関係の不和	家族の介護・看病	夫婦の不和	長時間労働	生活困窮	身近な人の死	孤独	就職	恋愛・失恋
男 20歳未満	2	50.0	50.0	50.0	50.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20～29歳	8	37.5	37.5	12.5	—	—	—	12.5	—	25.0	—	—	12.5	25.0
30～39歳	16	62.5	25.0	6.3	6.3	6.3	—	6.3	6.3	6.3	—	6.3	—	—
40～49歳	36	44.4	44.4	8.3	5.6	5.6	2.8	5.6	8.3	2.8	5.6	5.6	2.8	2.8
50～59歳	31	58.1	35.5	3.2	16.1	16.1	9.7	12.9	9.7	3.2	3.2	6.5	—	3.2
60～69歳	23	21.7	4.3	—	26.1	8.7	21.7	8.7	—	8.7	4.3	8.7	4.3	—
70～79歳	16	18.8	18.8	—	43.8	—	—	6.3	—	6.3	6.3	6.3	6.3	—
80歳以上	10	—	10.0	—	40.0	10.0	10.0	10.0	—	10.0	10.0	—	—	—
女 20歳未満	7	—	—	—	—	28.6	—	—	—	—	—	14.3	14.3	14.3
20～29歳	26	50.0	34.6	3.8	7.7	15.4	7.7	3.8	19.2	7.7	3.8	15.4	19.2	19.2
30～39歳	44	38.6	18.2	52.3	6.8	11.4	4.5	13.6	9.1	4.5	2.3	—	4.5	—
40～49歳	69	27.5	13.0	37.7	4.3	18.8	15.9	10.1	7.2	8.7	2.9	8.7	4.3	1.4
50～59歳	47	34.0	27.7	2.1	12.8	8.5	12.8	6.4	14.9	6.4	8.5	2.1	4.3	—
60～69歳	41	14.6	4.9	—	7.3	19.5	24.4	9.8	2.4	4.9	4.9	2.4	—	—
70～79歳	26	11.5	3.8	—	26.9	3.8	11.5	19.2	—	3.8	19.2	—	—	—
80歳以上	18	—	—	—	16.7	—	5.6	5.6	—	11.1	11.1	11.1	—	—



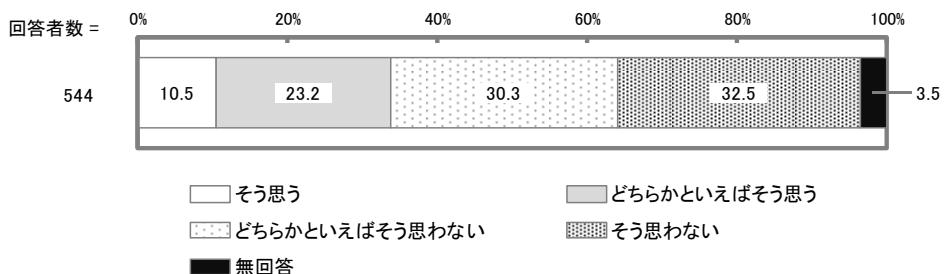
なお、この表では最も高い割合のものを  で網掛けをしています。

差別	借金・多重債務	転勤	事業不振	学校での人間関係	ひきこもり・不登校	失業	金銭トラブル	いじめ	進学	消費トラブル	学業不振	その他	無回答	区分
—	—	—	—	50.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	男 20歳未満
—	—	12.5	12.5	12.5	—	—	—	—	—	—	12.5	25.0	—	20～29歳
—	12.5	—	6.3	—	—	—	—	—	—	—	—	6.3	—	30～39歳
2.8	—	2.8	2.8	—	5.6	—	—	2.8	—	5.6	—	5.6	5.6	40～49歳
9.7	3.2	3.2	—	—	—	—	—	3.2	—	—	—	16.1	3.2	50～59歳
4.3	—	—	—	—	—	—	—	4.3	—	4.3	—	13.0	4.3	60～69歳
—	6.3	—	6.3	—	—	6.3	—	—	—	—	—	18.8	—	70～79歳
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20.0	10.0	80歳以上
—	—	—	—	14.3	—	—	—	—	—	—	—	42.9	—	女 20歳未満
—	—	3.8	—	3.8	—	—	3.8	—	—	—	—	19.2	—	20～29歳
2.3	2.3	2.3	2.3	4.5	—	2.3	—	—	4.5	—	—	25.0	—	30～39歳
2.9	4.3	1.4	1.4	1.4	4.3	1.4	2.9	1.4	2.9	—	1.4	11.6	2.9	40～49歳
—	—	2.1	—	—	2.1	4.3	—	2.1	—	—	—	29.8	2.1	50～59歳
—	—	—	—	—	—	—	2.4	—	—	—	—	26.8	2.4	60～69歳
7.7	—	—	—	—	3.8	—	3.8	—	—	—	—	19.2	7.7	70～79歳
—	—	—	5.6	—	—	—	—	—	—	—	—	22.2	16.7	80歳以上



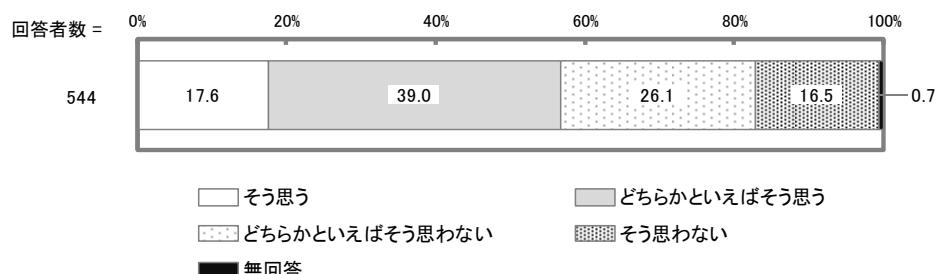
キ 悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるか

悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“ためらいを感じる”人の割合が33.7%となっています。



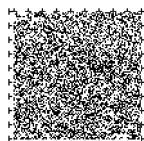
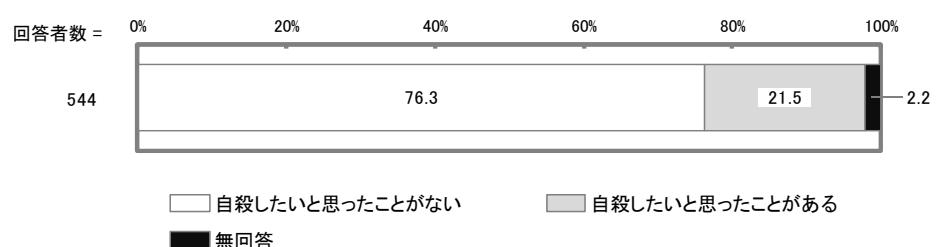
ク 地域の人々は日頃から互いに気遣い声をかけ合っているか

お住まいの地域の人々は日頃から互いに気遣ったり声をかけ合ったりしていると思うかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“気遣い声をかけ合っていると思う”的割合が56.6%となっています。



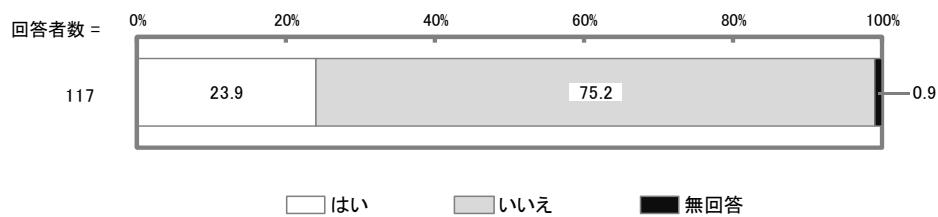
ケ(1) 本気で自殺したいと考えたことがあるか

これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがあるかについて、「自殺したいと思ったことがある」の割合が21.5%となっています。

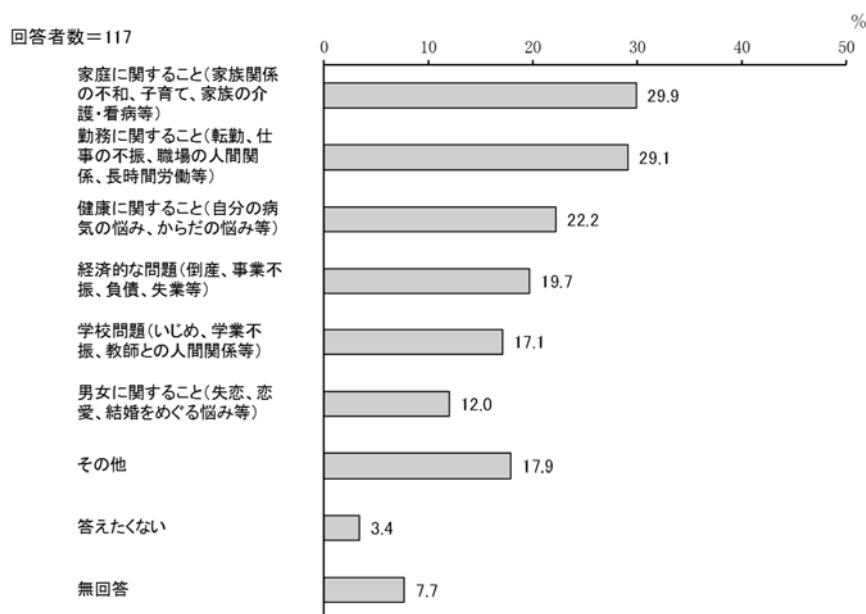


ケ(2) 最近1年以内に自殺したいと思ったことがあるか

ケ(1)で「自殺をしたいと思ったことがある」人のうち、最近1年以内に自殺したいと思ったことがあるかについて、「はい」の割合が23.9%となっています。

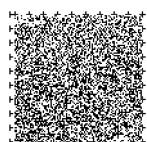
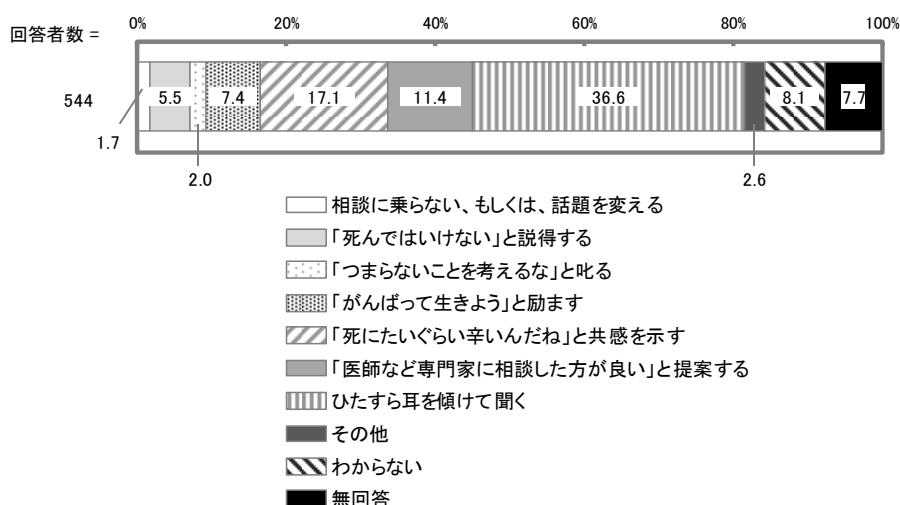


ケ(3) どのような事柄が原因か（複数回答）



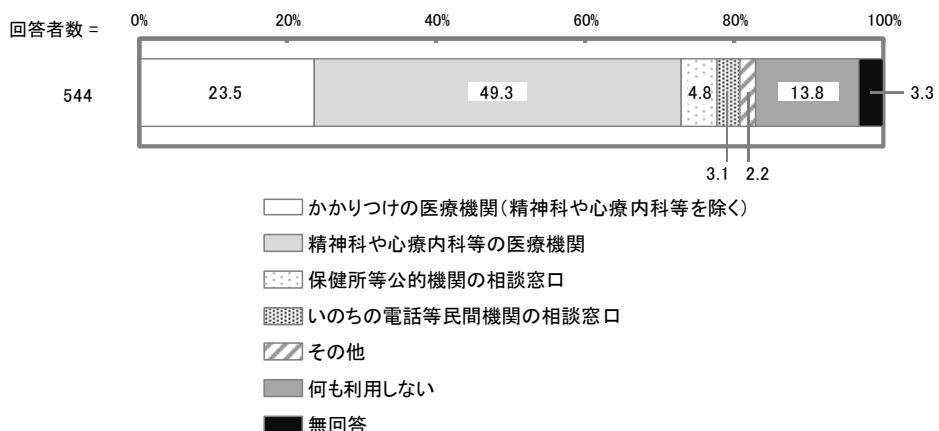
コ 身近な人から死にたいと打ち明けられた時どのように対応すると良いと思うか

身近な人から死にたいと打ち明けられた時どのように対応すると良いと思うかについて、「ひたすら耳を傾けて聞く」の割合が36.6%と最も高く、次いで「『死にたいぐらい辛いんだね』と共感を示す」の割合が17.1%、「『医師など専門家に相談した方が良い』と提案する」の割合が11.4%となっています。



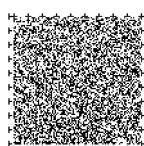
サ 自分自身の「うつ病のサイン*」に気づいたとき、なにを利用したいと思うか

自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、選択肢の専門の相談窓口のうち、どれを利用したいと思うかについて、「精神科や心療内科等の医療機関」の割合が49.3%と最も高く、次いで「かかりつけの医療機関（精神科や心療内科等を除く）」の割合が23.5%、「何も利用しない」の割合が13.8%となっています。



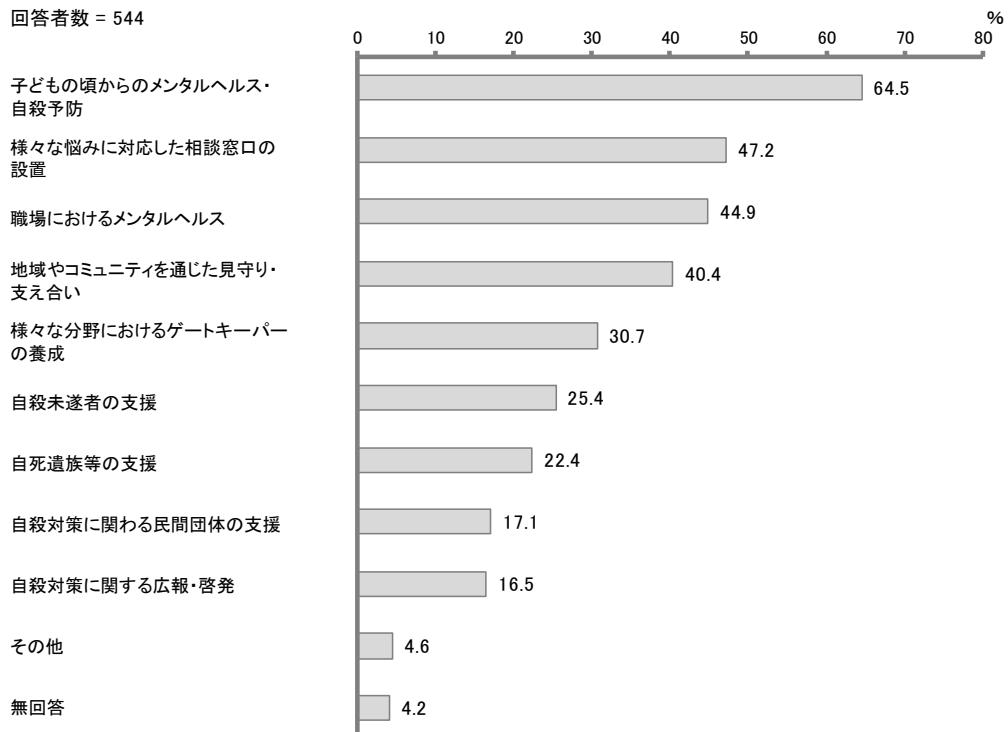
* 「うつ病のサイン」

- 自分で感じる症状
 気分が沈む、悲しい、イライラする、集中力がない、好きなこともやりたくない、大事なことを先送りする、物事を悪いほうへ考える、決断ができない、自分を責める、死にたくなる
- 周りから見てわかる症状
 表情が暗い、涙もろい、反応が遅い、落ち着きがない、飲酒量が増える
- 身体に出る症状
 眠れない、食欲がない、便秘がち、身体がだるい、疲れやすい、性欲がない、頭痛、動悸、胃の不快感、めまい



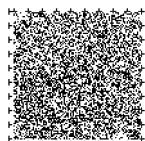
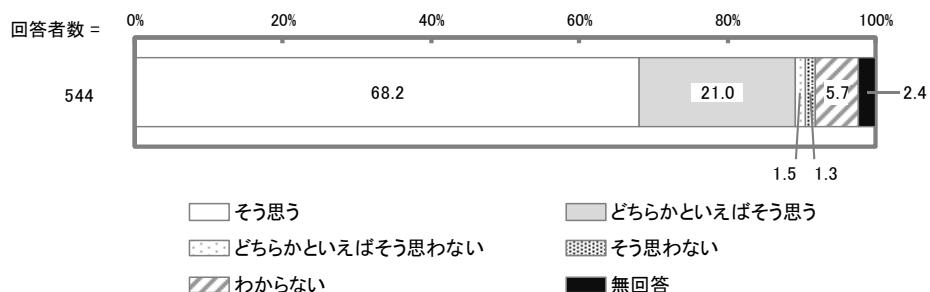
シ 今後、どのような自殺対策が必要になると思うか（複数回答）

今後求められるものとして、どのような自殺対策が必要になると思うかについて、「子どもの頃からのメンタルヘルス※・自殺予防」の割合が64.5%と最も高く、次いで「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」の割合が47.2%、「職場におけるメンタルヘルス」の割合が44.9%となっています。



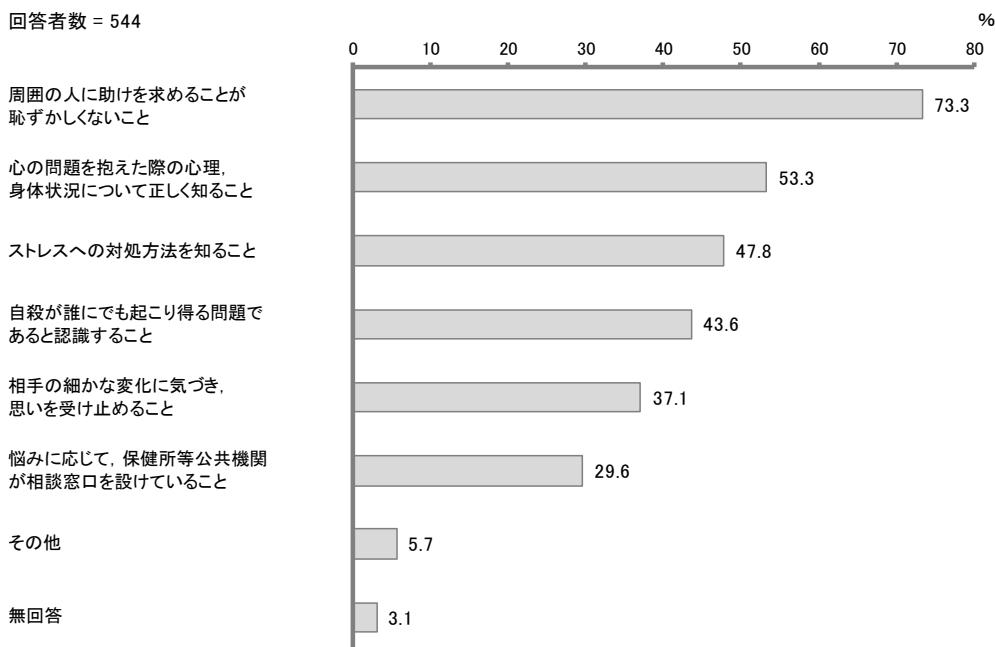
ス 児童生徒が、自殺予防について学ぶ機会があった方がよいと思うか

児童生徒が、自殺予防について学ぶ機会があった方がよいと思うかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“学ぶ機会があった方がよいと思う”的割合が89.2%と高くなっています。



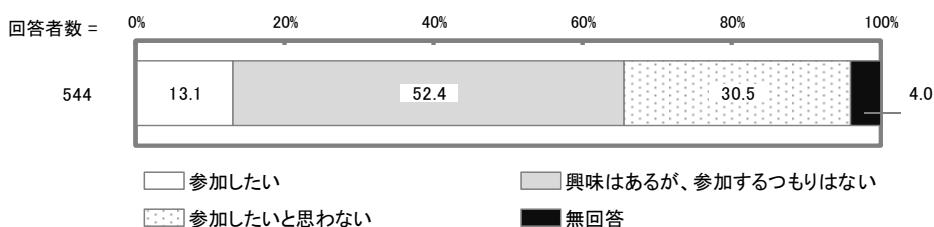
セ 児童生徒が、なにを学べば自殺予防になると思うか（複数回答）

児童生徒の段階において、どのようなことを学べば、自殺予防に資すると思うかについて、「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」の割合が73.3%と最も高く、次いで「心の問題を抱えた際の心理、身体状況について正しく知ること」の割合が53.3%、「ストレスへの対処方法を知ること」の割合が47.8%となっています。



ソ ゲートキーパー*研修に参加したいと思うか

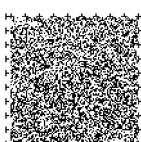
調布市が実施しているゲートキーパー研修に参加したいと思うかについて、「参加したい」の割合が13.1%ですが、「興味はあるが、参加するつもりはない」の割合が52.4%と“興味のある”人が半数以上となっています。



* 「ゲートキーパーとは」（厚生労働省ホームページから抜粋）

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。



3 調布市の自殺対策の課題

調布市の自殺者数および自殺死亡率※は、ともに減少傾向にあり、全国・東京都に比べても低くなっています。調布市の平成28年の自殺死亡率は13.3で、市民意識調査の結果からは、市民の約5%にあたる人が「1年以内に自殺を考えたことがある」と考えられるため、自殺対策を推進していく必要があります。

なお、文中の矢印「⇒」は、現状に対して取り組む施策の分野を表しています。

○現状

・自殺の背景に身体疾患やうつ状態が関与しているものが多い

地域の自殺の特徴をみると、さまざまな悩みが深刻化し、身体疾患やうつ状態になり、自殺に至っているものが多くなっています。(P9)

⇒基本施策1「生きることの促進要因への支援」、基本施策4「市民への啓発と周知」

・30～49歳の女性では、「妊娠・子育て」に悩んでいる人が多い

市民意識調査の結果から、性・年齢別に悩みやストレスの原因をみると、30～49歳の女性では「妊娠・子育て」の悩みが占める割合が高くなっています。(P20)

⇒基本施策1「生きることの促進要因への支援」

・自殺対策への関心は高いが、ゲートキーパー研修への参加意欲は低い

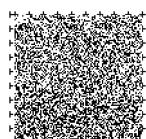
市民意識調査の結果から、ゲートキーパー研修に「興味はある」人が半数以上いますが、その中の「参加したい」人は1割にとどまっています。また、身近な人から死にたいと打ち明けられた時に「ひたすら耳を傾けて聴く」人が4割弱となっています。(P26, 23)

⇒基本施策2「自殺対策を支える人材の育成」、基本施策4「市民への啓発と周知」

・適切な支援につながりたいと思っている人が多い

市民意識調査の結果から、悩みを相談したり、助けを求めたりすることに「ためらいを感じない」人が約6割です。また、うつ病のサインに気づいた時に医療機関を利用したいと思う人が約7割となっています。(P22, 24)

⇒基本施策3「地域におけるネットワークの強化」、基本施策4「市民への啓発と周知」



・高齢者の自殺が多い

地域の自殺の特徴をみると、「無職で同居家族がいる60歳以上の男性」が1番多く、次いで「無職で同居家族がいる60歳以上の女性」と、高齢者の自殺が多くなっています。

女性では全国・東京都と比べて60歳代の自殺死亡率*が特に高くなっています。市民意識調査の結果から、悩みやストレスの原因をみると、60～69歳は「家族の介護・看病」「家族親族関係の不和」が多く、70～79歳になると「自分の病気」「身近な人の死」「夫婦の不和」が多くなっています。(P9, 11, 20)

⇒重点施策 1 「高齢者への支援」

・働いている年代の自殺が多く、勤務・経営に関する悩みが多い

地域の自殺の特徴をみると、「有職で同居家族がいる40～59歳の男性」が3番目に多く、有職者については被雇用者・勤め人が多くなっています。また、市民意識調査の結果からも、この年代の「職場の人間関係」「仕事の不振」に関する悩みが1番多くなっています。(P9, 20)

⇒重点施策 2 「就労者への支援」

・子ども・若者に自殺が多い

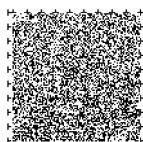
性・年代別の自殺死亡率をみると、男性は全国・東京都と比べて20歳未満、30歳代が高く、若い世代の自殺が多くなっています。平成29年における年代別の死亡原因をみると、「自殺」が20歳代、30歳代では第1位と若年層の死因の上位になっています。(P11, 12)

⇒重点施策 3 「子ども・若者への支援」

・子どものうちからの自殺対策を望む声が多い

市民意識調査の結果から、今後求められるものとして「子どもの頃からのメンタルヘルス*・自殺予防」「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」など、子どものうちからSOSを出しやすい環境が必要と考える市民が多くなっています。(P25, 26)

⇒重点施策 3 「子ども・若者への支援」



・自殺の背景に生活困窮が関与しているものが多い

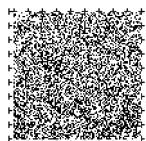
地域の自殺の特徴をみると、失業や生活苦から自殺に至っているものが多くなっています。また、自殺の原因・動機別自殺者割合をみても、「経済・生活問題」が自殺原因の第3位となっています。(P9, 15)

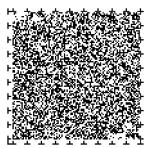
⇒重点施策 4「生活困窮者への支援」

○課題

近年、核家族化等が進み、家族が支え合う力が低下し、地域とのつながりが希薄化していく傾向にあります。そのため市民一人ひとりが、自分の周りにいる悩みを抱えている人の存在に気づき、声をかけ、必要に応じて適切な相談機関や専門家等につなぎ、見守ることができるよう、あらゆる機会を通じて自殺対策を啓発し、自殺対策を支える人材を育成していくことが重要です。また、自分自身が困難やストレスに直面した時に、周りや支援機関等に助けを求められるよう、子どもの頃からのメンタルヘルス※対策を行う必要があります。

自殺死亡率※の減少の流れを促進するために、市民全体を対象とした基本施策のほか、性や年齢に応じた特徴を踏まえ、特に対策が必要と思われる「高齢者」「就労者」「子ども・若者」「生活困窮者」を対象とした取組を実施することが重要です。







第3章

いのちを支える自殺対策における取組

1 基本理念および基本方針

[基本理念]

支え合い 認め合い ともに暮らす

自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめなど様々な社会的要因があるといわれています。そのため、この計画においても、市民の暮らし全般を視野に入れ、地域福祉を基盤として推進することとし、調布市の福祉の将来像である「みんなが 自分らしく 安心して つながりをもって暮らし続けられるまち～支え合い 認め合い ともに暮らす～」を生かした「支え合い 認め合い ともに暮らす」を基本理念とします。

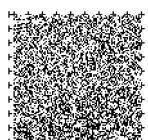
誰もが孤立することなく、互いを尊重し合い、多様性を認め合いながらともに生きられるよう、市民一人ひとりが、その人らしく暮らしていく地域社会を目指します。市民一人ひとりが当事者として、地域や生活の中で自殺につながり得る課題について、ともに考え支え合えるよう、必要なサービスや支援が行き届く体制づくりを進めます。

[基本方針]

- こころの健康を維持・増進する（未然予防）
- 悩んでいる人が適切につながり、
支援を受けられる連携体制を構築する（危機介入）
- 自殺未遂者・遺された人への支援を推進する（連鎖予防）

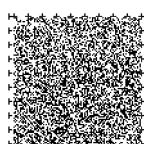
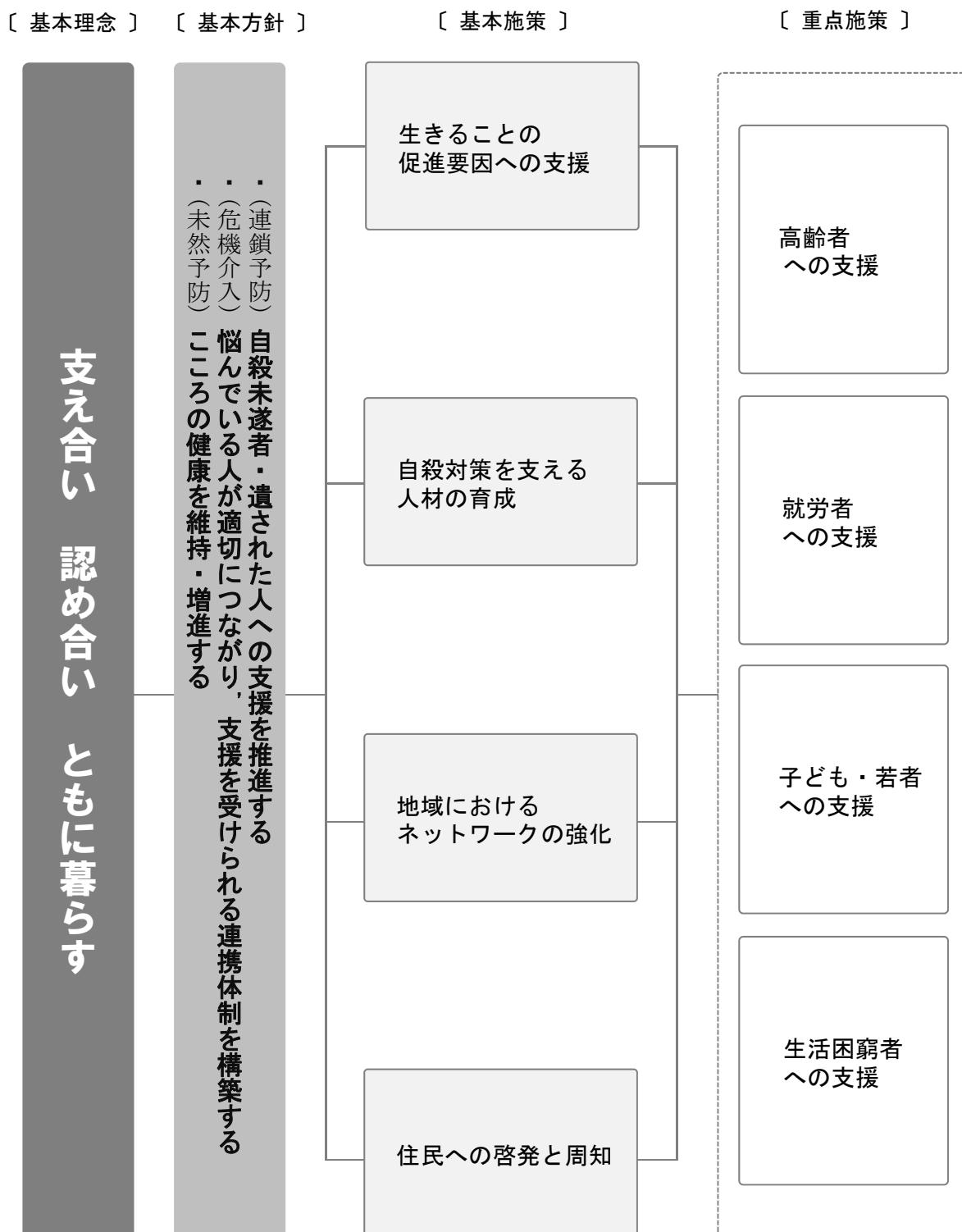
自殺に至る背景には、個人や家族、地域が抱える多様な問題があります。これらを解決していくためには、市民一人ひとりがこころの健康を維持・増進することはもちろん、多くの支援者がそれぞれの強みや専門性をいかして、悩んでいる人や自殺未遂者、遺された人をより包括的に支援することが必要です。

保健福祉のみならず他分野とも連携し、切れ目のない支援を提供できる体制構築を目指すことを基本方針とします。



2 / 全体像

計画は下図のように、「基本理念」「基本方針」と4つの「基本施策」と4つの「重点施策」の推進を図ります。



3 / 基本施策および重点施策

基本理念および基本方針を実現するために、調布市における自殺の実態の特徴をふまえ、以下の基本施策と重点施策を掲げます。現在各部署で実施している施策の状況と自殺対策に係る今後の方向性については参考資料に掲載しています。

(1) 基本施策

【基本施策1】生きることの促進要因への支援

【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成

【基本施策3】地域におけるネットワークの強化

【基本施策4】住民への啓発と周知

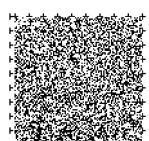
【基本施策1】生きることの促進要因への支援

自殺は、個人や社会において、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時にそのリスクが高まります。そのため、「生きることの阻害要因」となる失業や多重債務、生活困窮の他、家族や職場の人間関係の不和などの課題について、他の課題とからみ複雑になったり深刻になったりする前に適切な窓口を紹介します。また、気軽に相談でき、ともに考え支え合えるよう相談窓口や支援体制の充実を図ります。

一方、「生きることの促進要因」となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力を身に付け保持できるよう、多様な視点で「生きることの促進要因」を増やす取組を充実させていきます。「生きることの阻害要因」より、「生きることの促進要因」が上回ることで自殺を思いとどまれるよう、「生きることの促進要因」への支援を充実させていきます。

○相談窓口・支援体制の充実

- ・こころの悩みを抱えている人、自殺を考えている人やその家族などの身近な人が、うつ病のサインなどに気付いた時に相談できるよう、窓口について周知を広げるほか、相談しやすい工夫（曜日、時間帯、場所等）や新たな窓口を開設するなど、相談窓口の充実に努めます。
- ・相談者が利用しやすいように、電話、対面（来所・訪問）、メール等、様々な手法による相談体制の構築を図ります。
- ・就労、経済、生活の問題など、様々な悩みについて、気軽に相談できるよう関係機関が連携して相談体制の強化を図ります。
- ・市の生活相談や福祉相談のほか、税の窓口や商工会における相談事業などで、経済的生活困窮についての視点も念頭に置きながら、早めに専門窓口に繋げられるよう橋渡しをします。



- ・自立に向けた相談や就労・就学に関することなど、若者や障害者が抱えやすい問題への支援の充実を図ります。
- ・支援を必要としている時に相談先がわかるよう、各支援機関の相談内容について明示し周知をしていきます。また自殺対策強化月間※中の特別相談を実施するなど、相談体制の拡充を図ります。

○子育て支援の充実

- ・親が育児不安や育児の悩みを抱えながら孤立しないよう、母子健康手帳交付時の面接や、乳幼児健診等での子育て相談を通して困りごとを把握し妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図ります。
- ・必要な家庭には、育児の支援サービスを継続的に提供できるよう体制の整備を図り、保護者の育児負担や育児不安を軽減することで、家庭において子どもの夢や自己肯定感が育めるように、育児環境の整備に努めます。

○児童期からの教育の推進

- ・子どもが命の大切さとともに、SOSの出し方や友人から発せられるSOSの受け止め方を学び、大人の支援を受けられるような教育等の推進を図ります。
- ・子どもの出したSOSについて、保護者や教職員、スクールカウンセラー※の他、地域の人たちなど周囲の人が気づき、受け止めていくよう、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

○就労者、就労問題への支援

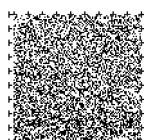
- ・長時間労働によるうつ病等を減らし、健康を保てるよう、市内企業等にワーク・ライフ・バランスの確保、職場のメンタルヘルス※の対策の普及啓発を図るとともに、相談体制の整備・充実を推進します。

○交流の場、居場所づくりの推進

- ・子ども・若者等の孤立を防ぎ、夢を育めるよう、気軽に参加できる居場所の提供とその周知を図るとともに、民間のピアサポート※事業を支援します。
- ・障害者や高齢者等が生きがいを持って生活し孤立しないよう社会参加を促すとともに、地域福祉コーディネーター※等が連携して居場所づくりを推進します。

○支援者やケアラー※（介護者）のこころのケアの推進

- ・各種相談業務や窓口業務の機会をとおして、様々な悩みや課題を抱える市民と直接接する相談員や職員等に対し、健康相談、メンタルヘルスチェック等を実施し、こころの健康の維持・増進を図ります。
- ・介護者の身体的、精神的負担を緩和し、介護者の孤立を予防するために、レスパイト※、ショートステイ※、ケアラー（介護者）の集いなどの支援充実を図ります。



【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成

自殺を防ぐには、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、支援につなげる「ゲートキーパー」の存在が必要不可欠です。

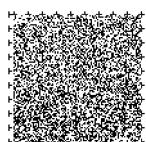
専門家や専門機関だけでなく、市民と直接接する窓口職場の職員や、市民一人ひとりがゲートキーパーの意識を持って身近な人を支え合うことができるよう、自殺対策を支える人を増やしていきます。

○ ゲートキーパーの養成

- ・自殺について正しく理解し適切に対応できる市民や職員等を増やすため、様々な機会を通じてゲートキーパー養成講座を実施します。また、ゲートキーパーのスキルアップと自身のメンタルヘルス※ケアを目的としたフォローアップ講座を実施します。
- ・ゲートキーパーを養成するための指導者を育成し、行政・民間等を問わず、様々な分野においてゲートキーパーとなる人材の育成ができるよう取組を強化します。

○ 相談担当者を対象とした人材育成

- ・各機関で相談にあたる職員等の対応力を向上させるため、市役所及び関連施設の相談窓口職員等に対してゲートキーパー養成研修を実施していきます。また、経済問題や法的問題への対応、疾病の特性の理解など、個別課題についても研修の機会の確保に努め、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に早期に気づき、その人の尊厳を保持しながら、適切な支援につなげられる人材の育成を図ります。



【基本施策3】地域におけるネットワークの強化

核家族化が進み、家族や地域のつながりが希薄化している中で、様々な悩みを抱える市民が、適切な相談機関につながり、問題や悩みの解決が図られるよう、医療・保健・福祉の関係機関が連携・協働して自殺対策を包括的に推進することが必要です。また相談者を適切に支援していくため、市民同士の地域のネットワークの強化を図ります。

○市民同士のつながりの強化

- ・市民同士が困った時に気軽に相談したり、声を掛け合ったりできるよう、生きがいや健康づくりの場を活用し、市民のネットワークの強化を図ります。

○医療・保健・福祉のネットワークの強化

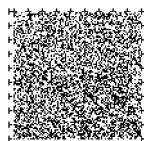
- ・生きづらさを抱えている障害者や生活困窮者等の自殺の危険が高い人を早期に発見し、必要に応じて精神医療を含む医療と保健・福祉の関係機関が連携して支援できるようネットワークの強化を図ります。
- ・自殺未遂者が孤立しないよう医療・保健・福祉の関係機関が連携し、自殺を防ぐために切れ目ない支援に努めます。

○地域のネットワークの強化

- ・自殺の背景となる多重債務、失業、いじめ、過労、健康問題、家庭問題などへの相談に的確に対応するため、調布市保健センター※、調布市こころの健康支援センター※、教育関係、警察、消防などを含む各相談・支援機関とのネットワークの場を活用します。それぞれの役割・機能等についての情報共有を図り、相互に顔の見える関係を築くなど見守り・連携協力体制の強化を図ります。

○府内外の会議体を通じた連携の強化

- ・複合的な課題を抱える人の中には、自殺リスクを抱える人が少なくないため、直接相談にあたる部署や機関でなくても、悩みや自殺の危険を示すサインに気づき、自殺防止のネットワークとして効果的かつ効率的な支援ができることを目指し、市が行う関係機関との会議の場を活用し、連携の強化を図ります。



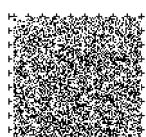
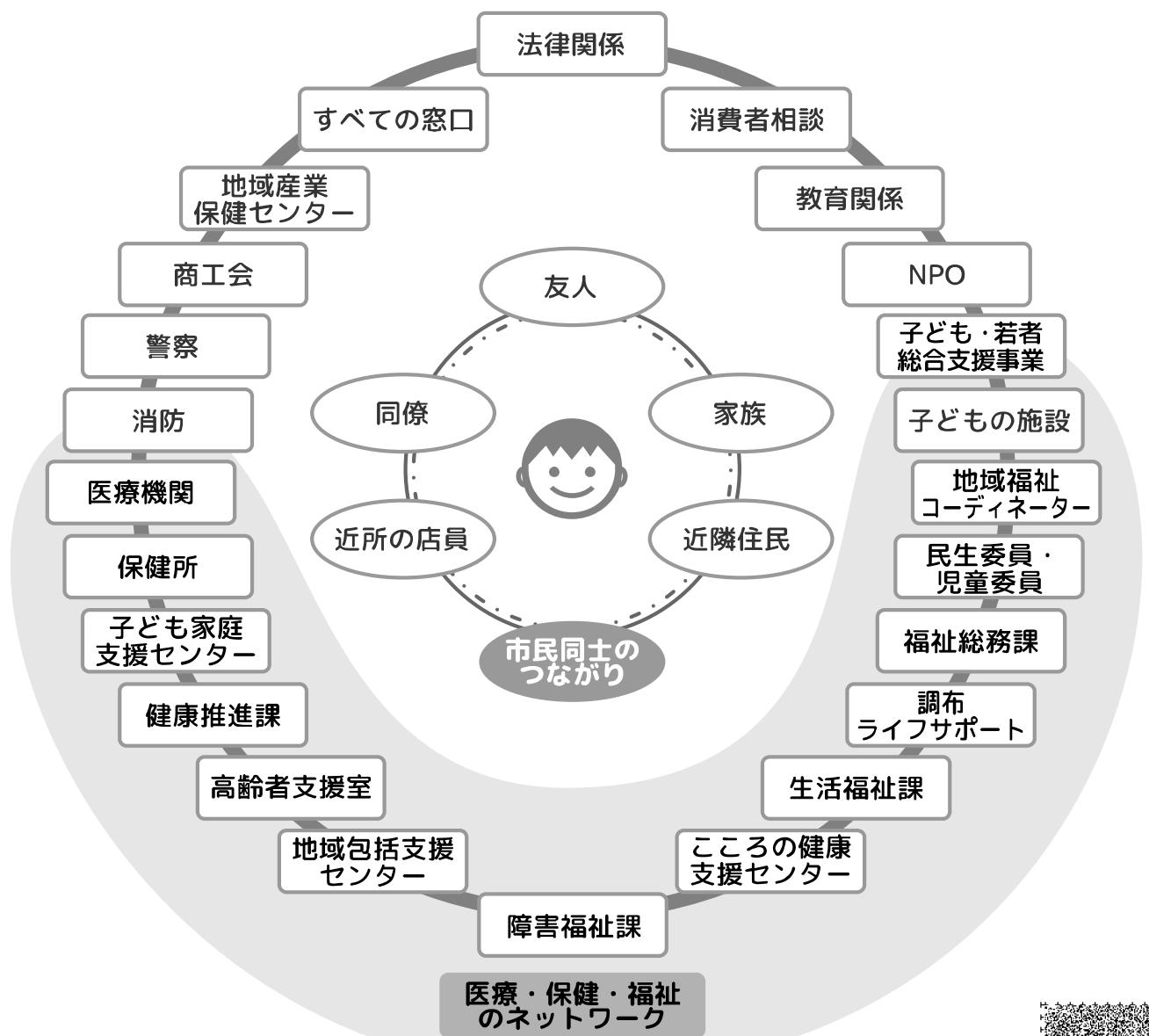
〈地域におけるネットワークのイメージ図〉



地域におけるネットワークが
強化されると…



地域のネットワーク



【基本施策4】市民への啓発と周知

自殺は「誰にでも起こり得る危機」で、「誰もが当事者となり得る重大な問題」です。そのため、その過程や背景について市民の理解促進を図ります。また、悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、基本施策である「生きることへの促進要因への支援」「自殺対策を支える人材の育成」「地域におけるネットワークの強化」について情報提供をしていきます。

○こころとからだの健康づくりの啓発

- ・食事、運動、休養（睡眠）などの生活習慣や、こころの健康づくりに関する正しい知識、ストレスの対処方法等について、リーフレットやホームページ、イベントなどを通じて普及啓発を行います。

○自殺を知り、自殺を防ぐための普及啓発

- ・自殺問題や自殺の要因の一つであるうつ病等の精神疾患に対する、誤解や偏見を取り除き、一人ひとりが身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、自殺予防に結び付く行動が取れるようになることを目指して普及啓発を行います。
- ・どの年代においても、生きることの促進要因である自己肯定感や夢、生きがいを持つことを目指した普及啓発活動を行います。

○自殺対策予防週間と自殺対策強化月間※における普及啓発

- ・自殺対策予防週間と自殺対策強化月間（9月、3月）にあわせ、重点的に普及啓発を行います。

○相談機関、医療機関の周知の強化

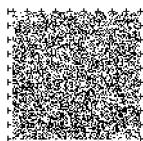
- ・悩みや問題を抱える人が、医療機関や相談機関等を利用しやすくなるよう、相談窓口に関する情報提供を強化します。

○会議等を活用した周知

- ・複合的な課題を抱える人を支えるため、関係機関との会議等で支援に必要な情報をお互いに共有したうえで、関係機関を通じて広く周知していきます。

○自殺未遂者・遺された人への支援に関する情報の周知

- ・公的機関や民間団体が連携して、遺族等の支援に取り組む公的機関や民間団体を周知します。
- ・遺された人に起こりうるこころと身体の変化や生活上の変化等の適切な情報提供を、リーフレット等を用いて行います。



(2) 重点施策

【重点施策1】高齢者への支援

【重点施策2】就労者への支援

【重点施策3】子ども・若者への支援

【重点施策4】生活困窮者への支援

【重点施策1】高齢者への支援

[現状および課題]

調布市の平成24年から平成28年における自殺死亡率[※]でみると、女性の60歳代、70歳代が高く、国や東京都と比較して高齢女性の自殺が多いという現状があります。地域の自殺の特徴をみると、「無職で同居家族がいる60歳以上の男性」が1番多く、次いで「無職で同居家族がいる60歳以上の女性」と、高齢者の自殺が多くなっています。

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患や健康問題等をきっかけに孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みやすい傾向にあります。また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れ、自殺のリスクが高まる恐れがあります。さらに、高齢の親を介護する場合だけでなく、親が子の介護や世話をしている場合など、介護者が高齢化していく中で新たな悩みや問題を抱えることもあります。要介護者だけでなく、介護する家族に対して公的な支援とともに、自殺対策の啓発と取組の強化が必要です。

高齢者とその支援者が、社会で孤立することなく、生きがいをもって元気にいきいきと住み続けられる地域づくりを進めることも重要です。そのため、高齢者に関わる関係機関等と連携してともに支え合える取組を推進します。

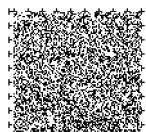
[方向性及び対策]

○相談窓口・支援体制の充実

- ・身近な地域で気軽に相談や情報提供を受けられる窓口として、調布市地域包括支援センター[※]のより一層の普及啓発を図ります。また、成年後見制度などの専門的な相談については関係する機関につなげます。
- ・窓口まで出向くことが難しい方に対しては、電話や訪問による対応を行います。

○地域の見守り体制の充実

- ・住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、地域全体で見守っていくことを目的とした見守りネットワーク事業や、調布市地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステム[※]の構築を推進します。



- ・市のホームページやポスター等の媒体を活用し、自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、地域支え合い推進員※、地域福祉コーディネーター※、ごみ収集スタッフなどの協力を得ながら、見守りネットワークについて周知していきます。
- ・見守りの必要性や見守るポイントを、市民やケアマネジャー※に分かりやすく説明する講座や、ゲートキーパー養成講座を行います。

○社会参加と生活支援の推進

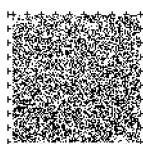
- ・配偶者をはじめとした家族等との死別・離別からのうつ病や、閉じこもりによる孤立を防ぐため生活支援サービスの充実を図ります。
- ・介護予防普及啓発事業や地域リハビリテーション活動支援事業等を活用し、社会福祉協議会など関係機関との連携により、社会参加を推進します。
- ・生きがいや地域活動、健康、介護予防、医療など高齢者の生活を豊かにする情報を提供します。
- ・調布市地域包括支援センター※やケアマネジャー、地域支え合い推進員、地域福祉コーディネーターが連携して居場所づくりやオール調布※での支え合いの地域づくりを推進します。

○住環境の整備

- ・経済や心身状態または家族状況により、自宅で生活することが難しい方に、公営住宅や民間賃貸住宅の入居支援などを進めます。

○医療・保健・福祉の連携の強化

- ・自殺リスクを高める要因であるうつ病の原因の一つに、認知症があります。早期治療につながり適切にケアが受けられるよう、精神医療を含む医療と保健・福祉との連携強化を図ります。



【重点施策2】就労者への支援

[現状および課題]

地域の自殺の特徴をみると、「有職で同居家族がいる40～59歳の男性」が3番目に多くなっています。また、市民意識調査の結果でみると、この年代の悩みや不安、ストレスの原因として「職場の人間関係」「仕事の不振」など、勤務の問題が多く挙がっています。勤務に関する悩みを抱えた人が適切な支援に繋がるように相談の体制を充実することや、相談窓口の周知を広めていくことが重要です。

調布市の平成24年から平成28年における自殺者のうち有職者の内訳では、自営業・家族従業者18%，被雇用者・勤め人では82%となっています。市内の事業所の97%は従業員数50人未満の中小企業です。中小企業ではストレスチェック※の実施義務がないため、メンタルヘルス※対策に遅れる傾向にあることが指摘されています。多摩東部地域産業保健センター※などと協力し、自殺対策の推進のうえで、地域の関係機関と小規模事業所※へのメンタルヘルスについて働きかけが必要です。

[方向性及び対策]

○経営・就労に関する相談窓口等の周知

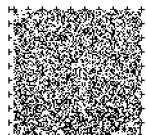
- ・市内事業者・経営者に対し、経営の問題がない時から、経営に関する相談が気軽にできる環境を整えます。また調布市産業労働支援センター※の経営支援と福祉・保健関連機関等との連携を深めることで、相談しやすい環境づくりに努めます。
- ・市内の就労者へは職業相談や職業紹介相談等、相談できる機関の存在について、チラシを配布するなど広く周知します。
- ・市内の中小企業の事業資金融資あっせん制度の利用相談の際、必要に応じて経営、債務、生活相談などの相談窓口を紹介します。
- ・就労に関するトラブルの未然防止や解決の参考となる、労働法の知識と相談窓口が掲載されている「ポケット労働法*」を多くの人に知ってもらえるよう周知します。



【ポケット労働法*】

ポケット労働法は、東京都が年に1回発行している冊子です。この冊子には、労働に関する労働基準法、職業安定法、最低賃金法などの法律が掲載されています。就職などを機に、賃金制度、就職・離職時のポイント、労働時間や保険制度に関する様々な法律が、働く人にとって身近で大切なことを広く知らせる目的でまとめられています。

就労にまつわるトラブルから身を守り対処していくために、就労者自身が知識を得ることも自殺対策として大切です。

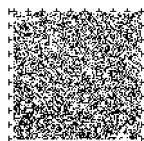


○メンタルヘルス*対策等の推進

- ・中小企業の経営者と従業員に、調布市産業労働支援センター※、多摩東部地域産業保健センター※等の相談窓口を紹介します。
- ・調布市商工会などと連携して就労者・経営者等向けのメンタルヘルス研修を実施するほか、ストレスチェック※の結果で心配がある従業員に対し、多摩東部地域産業保健センターや市の相談機関を周知します。
- ・中小企業を対象とした経営セミナー等の場を活用し、ゲートキーパーの養成やメンタルヘルスに関する情報提供をします。
- ・ハラスマント問題については、人権身の上相談や女性を対象とした仕事や生活に関する相談、東京都労働相談情報センター※など、相談窓口を広く周知します。
- ・ワーク・ライフ・バランスの確保については、国や都の多様な働き方等に関する情報をホームページ等で発信します。

○医療・保健・福祉の連携の強化

- ・自殺のリスクを高める要因であるうつ病等の治療が適切に受けられるよう、精神医療を含む医療と保健・福祉の連携強化を図ります。



【重点施策3】 子ども・若者*への支援

[現状および課題]

現代の子ども・若者を取り巻く環境には、いじめや不登校、進学、就職の他、心身の不調、家庭の不和などの様々な状況があり、それらは人生の中で誰もが直面し得る問題です。小さい頃から自己肯定感が育まれ、信頼できる人にSOSを発するなどの対処方法や、支援先に関する正確な情報を早い時期から身に付けておくことは、将来の自殺のリスクの軽減につながります。また、幼少期における貧困、虐待はその人の将来の自殺のリスクを高める要因にもなり得ます。こうした観点からも子どもが自殺のリスクを抱える前の段階で対策を講じていくことが重要となります。

調布市の20歳未満、30歳代の自殺死亡率*はほかの年代と比べ、全体を占める割合は低いですが、全国・東京都の自殺死亡率をみても男女ともに高い傾向にあります。また、平成29年度における年代別の死亡原因の状況をみると、20歳代、30歳代では第1位と、若年層の死因の上位になっています。

市民意識調査の結果から、「子どもの頃からのメンタルヘルス*・自殺予防」「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」などが多く挙がり、子ども・若者に自殺対策をすることが求められています。

*子ども・若者…40歳未満の者をいう。

[方向性及び対策]

○命の大切さを実感できる教育の取組

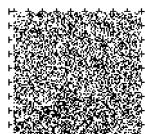
- ・道徳や「命」の授業、「いのちと心の教育」月間の取組、児童・生徒に対する普通救命講習の実施などを通じて、児童・生徒が命の大切さを自覚するとともに、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる豊かな心の育成を推進していきます。
- ・児童・生徒が様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるために、SOSの出し方に関する教育を推進していきます。

○こころの健康の維持・増進に係る教育の取組

- ・発達段階にあわせてストレスマネジメントができるよう、自己肯定感や自己有用感を育むとともに、意欲、発想力、コミュニケーション力、感情のコントロール力等を伸ばし、こころの健康の維持・増進につながる取組を実施します。
- ・幼少期からこころの健全な発達が伸ばせるように、子どもに関わる施設では、虐待や家庭内暴力等の問題の早期発見に努め、適切な対処をして必要な支援を行います。

○児童・生徒への相談の充実

- ・悩みを持つ児童・生徒が身近なところで相談できるよう、スクールカウンセラー*の活用などにより相談体制の充実を図ります。
- ・児童・生徒がいじめについて相談機関へ気軽に相談できるようにします。



○医療・保健・福祉の連携の強化

- ・自殺のリスクを高める要因であるうつ病等の治療や生活支援が適切に受けられるよう、精神医療を含む医療と保健・福祉の連携強化を図ります。

○教職員に対する理解促進

- ・児童・生徒の自殺を予防するために、「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を活用して研修を行うなど、自殺予防の取組を推進します。

○若年層向け講演会の実施

- ・大学等と連携し、若者が抱えている悩みや、その悩みにどのように対応していくかを若者自らが考えていくことを目的とした講演会を企画・運営していきます。
- ・各年齢層に合わせて、チラシやポスター、ツイッターなどを活用した周知をします。

○多様な相談・支援

- ・子ども・若者やその家族を対象として電話やメール、来所による様々な相談を実施し、幅広い分野にまたがる子ども・若者が抱える問題の相談を受け付け、適切な支援や専門機関につなぐことで、子ども・若者の自立を後押しします。また、調布市子ども・若者支援地域ネットワーク※を活用して、行政のみならず、地域で活動している様々な支援機関や団体との連携による支援を行います。
- ・各種の相談窓口や教室で保護者の悩みを軽減したり、知識を伝えたり、子育ての困難感を軽減できるよう支援します。
- ・生活状況に応じて、保育園や学童クラブ、ショートステイ※など保護者の代わりに子どもを預かり、保護者の負担を軽減するサービスを活用し、子どもの安全を確保します。
- ・子ども家庭支援センター、児童館、青少年交流館※、子ども・若者総合支援事業※（ここあ）、調布市青少年ステーションC A P S※など、子ども・若者やその保護者、家族が安心して過ごせる地域の居場所づくりを行います。



【まずは生活習慣を整えよう】

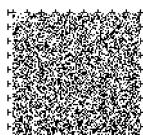
栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する6つの分野を総じて生活習慣といいます。

最近は、食事のとり方や朝日を浴びることがうつ予防に関連しているなどの研究発表もあり、生活習慣は、ここにも密接なかかわりがあるとされています。

規則正しい生活習慣を幼少期から身につけることは、生活習慣病*を予防するだけでなく、こころの安定につながり、自己肯定感を育みます。

家族皆で生活習慣を見直すことで、こころとからだの調子を整え、生きることの促進要因を増やしましょう。

*日々積み重ねた不健康な生活習慣が、病気の発症や病状の進行に関係する病気



【重点施策 4】生活困窮者への支援

[現状および課題]

市民意識調査で悩みや不安、ストレスに関する内容として、「生活困窮」と回答した人は6.4%でした。また「1年以内に自殺したいと思ったことがある」と回答した人の要因では19.7%の人が経済問題（倒産・事業不振・負債・失業）と回答しています。国の統計でも、「経済・生活問題」が自殺原因の第3位です。これらのことから、生活困窮は調布市における自殺対策の重要な課題のひとつです。

生活困窮の背景には、失業、多重債務、詐欺被害、ひとり親家庭、虐待、障害、精神疾患、依存症等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えているため、経済的貧困に加えて関係性の貧困がある場合には、社会的に排除されやすい傾向があります。様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺のリスクが高い人たちであることから、生活困窮の状態にある人や生活困窮に至る可能性のある人が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めることが重要になります。

[方向性及び対策]

○生活困窮者自立支援事業の推進

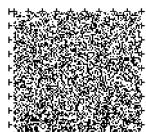
- ・生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の生活困窮者を対象とした包括的な相談支援及び就労支援の各種支援を行い、自立を促進します。

○相談窓口・支援体制の充実、周知

- ・就労、経済、生活の問題など、様々な悩みに応え、生活の基盤を支えるための各種相談体制や調布ライフサポート※の強化・周知を図ります。
- ・福祉、就労、教育、財務及び住宅等の各分野の相談窓口が専門分野として早期的な支援をすることで、生活困窮につながる原因を取り除き、自殺を未然に防ぐ取組をします。
- ・高齢、障害、病気などを持った家族の介護や育児などを起因とする、複合的な問題を抱える人について、各分野で支援対策を進めていきます。
- ・最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットである生活保護制度の情報を必要な人に届け、制度利用につながるよう周知や相談体制の整備を図ります。
- ・住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する者や離職者等に対して、生活支援、居住支援を行う東京都のサポートセンター（TOKYOチャレンジネット）を活用できるよう周知を行います。

○多重債務問題に関する相談・支援の充実

- ・各種相談窓口等の職員に対し、多重債務問題の現状、国及び都の取組状況を周知し、多重債務問題への取組を推進します。



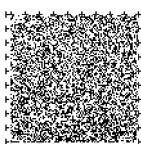
- ・消費生活に関する相談窓口や法律専門家に相談者を確実につなぐ多重債務相談「多重債務110番」など、専門の相談機関、関係機関の紹介を行い、一人でも多くの多重債務者の救済、支援につなげていきます。
- ・東京都多重債務者生活再生事業※など専門相談窓口へつなげることで、多重債務問題の解決を図り、生活の再生を支援します。

○関係機関の職員等を対象とした研修等

- ・生活困窮についての包括的な自殺対策推進のため、国及び都などが実施する人材育成を目的とした研修及び講習会など積極的に利用し、支援体制を強化していきます。
- ・関係機関の窓口担当職員等に対し、ゲートキーパー養成講座を実施します。

○医療・保健・福祉の連携の強化

- ・自殺のリスクを高める要因であるうつ病等の治療が適切に受けられるよう、精神医療を含む医療と保健・福祉の連携強化を図ります。



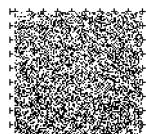
4 / 計画の成果指標

自殺対策基本法^{*}で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱^{**}～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、平成38（2026）年までに、自殺死亡率^{*}を平成27年と比べて30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

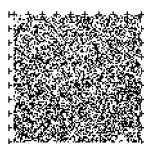
こうした国の方針を踏まえ、調布市では、以下を目標に計画を推進していきます。

成果指標	平成29年 現状値	平成35 (2023)年 目標値
自殺者数	38人	下げる
自殺死亡率	16.5	下げる

基本施策	成果指標	平成29年度 現状値	平成35 (2023)年度 目標値
生きることの促進要因への支援	こころが健康だと思う人の割合（「健康である」「おおむね健康である」を合わせた人数）	83.4% (平成30年度)	85.0%
自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパーに関する講話を聴いた人数（延べ数）	2,400人	5,000人
地域におけるネットワークの強化	こころといのちのネットワーク会議に参加する団体数	—	10団体
住民への啓発と周知	ゲートキーパーを知っている割合（「内容まで知っていた」「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」をあわせた人数）	14.5% (平成30年度)	20.0%



重点施策	成果指標	平成29年度 現状値	平成35 (2023)年度 目標値
高齢者への支援	住民が主体となって介護予防に取り組む団体の数	117団体	増やす
就労者への支援	就労者・経営者等のメンタルヘルス※研修の参加者数	—	延べ100人
子ども・若者への支援	子ども・若者総合支援事業※(ここあ)の相談事業における他機関との連携数	383件	増やす
生活困窮者への支援	生活困窮自立支援事業(調布ライフサポート※)新規相談受付件数	117件	増やす





自殺対策の推進体制等

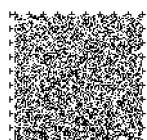
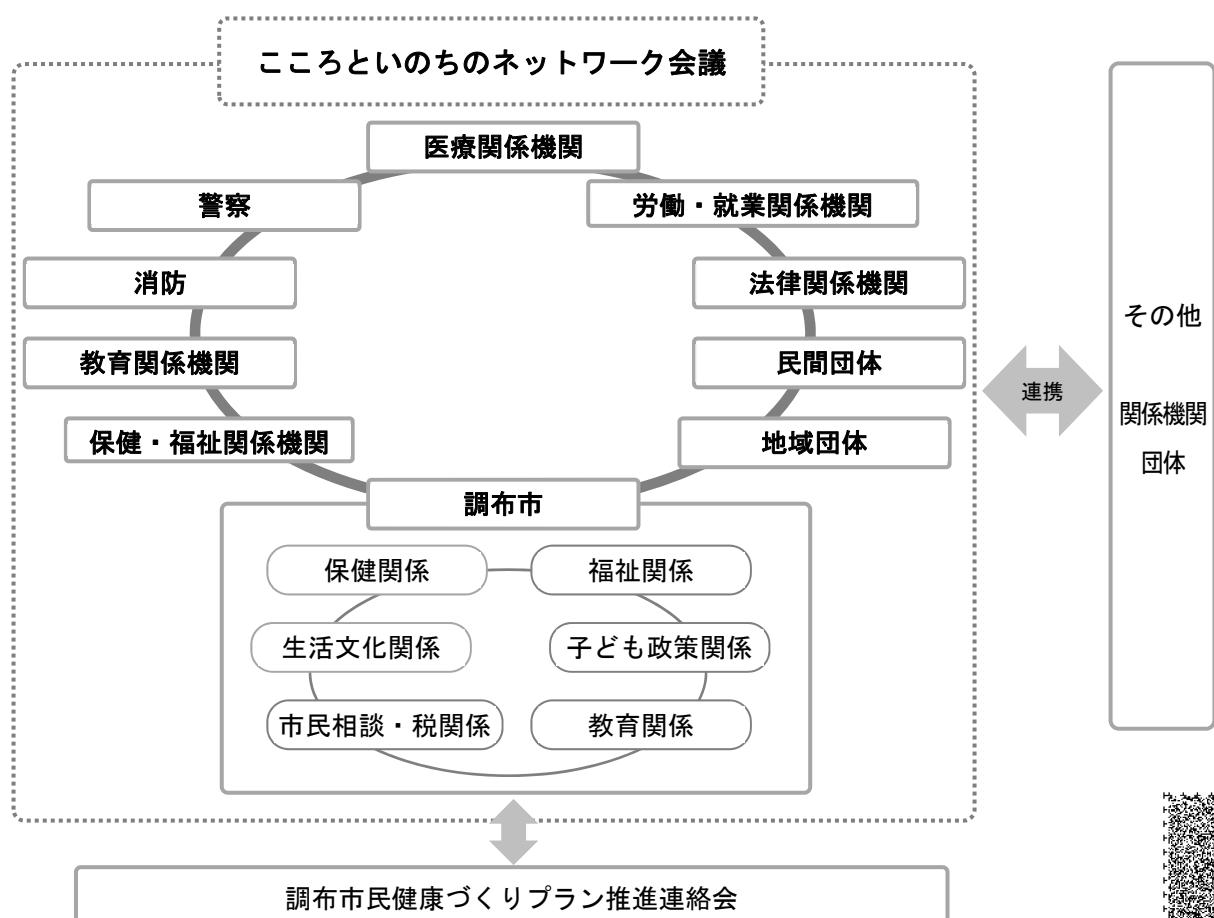
1 / 自殺対策の推進

自殺対策計画は、「調布市民健康づくりプラン（第3次）」の健康づくりの3分野の「こころの健康」と関連するものです。また、子育て、教育、福祉などとも密接な関係があることから、庁内外の関係部署（機関）のメンバーで構成する「調布市民健康づくりプラン推進連絡会」と連動して取り組みます。

この計画の推進においては、自殺の危機的要因の解消や複雑化の防止に向けて地域のネットワークを強化し、連携を深めるために、実務者で構成する「こころといのちのネットワーク会議」を開催します。このネットワーク会議は個別事例を検討するものではなく、各関係機関の取組を共有し、連携の仕方を検討することで個別の事例の相談・支援に活かしていくことを目指すものです。

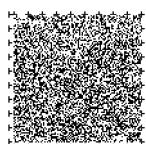
社会的な要因を含め、生きることを支えるための支援を包括的に推進していきます。

〈地域のネットワーク会議のイメージ図〉



2 / 進行管理

この計画に基づいて行われる事業が、目的に沿って進められているかを確認するとともに、計画の目標達成状況を的確に把握し、より効率的・効果的なものとなるよう改善していく必要があります。そのため、福祉健康部健康推進課が中心となって、PDCAサイクル*を活用し、「調布市民健康づくりプラン推進連絡会」と「調布市健康づくり推進協議会」で、進捗の確認と目標に対する評価を実施し、計画の進行管理を行います。





1 / 調布市自殺対策計画策定委員会要綱

平成30年6月29日要綱第88号

調布市自殺対策計画策定委員会要綱

第1 設置

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定による市の自殺対策計画の策定について、市民と市の協働による検討を行うため、調布市自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事項

委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に関する理解促進及び実態等の情報共有に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

第3 構成

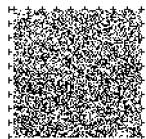
委員会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）9人以内をもって構成する。

- (1) 市民公募委員 2人以内
- (2) 保健医療関係者 2人以内
- (3) 福祉関係者 2人以内
- (4) 警察関係者 1人以内
- (5) 消防関係者 1人以内
- (6) 教育関係者 1人以内

2 前項に規定する者のほか、市長は必要に応じ適當と認める者を委員とすることができる。

第4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から調布市自殺対策計画策定の日までとする。



第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 招集

委員会は、委員長が招集する。

第7 意見の聴取等

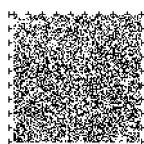
委員長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 庶務

委員会の庶務は、福祉健康部健康推進課において処理する。

第9 雜則

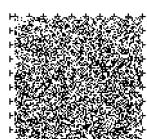
この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。



2 / 調布市自殺対策計画策定委員会名簿

区分	委員名	団体名
1 市民委員	瓦林 紀子	市民
2 市民委員	岡部 健史	市民
3 市民委員	片方 雅恵	市民
4 保健医療関係者	青木 浩子	調布市医師会
5 保健医療関係者	村上 邦仁子	東京都多摩府中保健所
6 福祉関係者	米沢 久美子	調布市地域包括支援センター連絡協議会
7 福祉関係者	内海 康範	調布市こころの健康支援センター
8 警察関係者	繁田 勝	調布警察署
9 消防関係者	猪俣 大介	調布消防署
10 教育関係者	大河原 一憲	国立大学法人電気通信大学
11 その他	平澤 和哉	NPO法人ちゅうふこどもネット

(敬称略)



3 / 調布市健康づくり推進協議会条例

昭和56年4月1日条例第14号

改正 平成19年3月22日条例第6号

調布市健康づくり推進協議会条例

(設置)

第1条 市民の総合的な健康づくりを積極的に推進するため、調布市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、前条の目的を達成するために必要な各種健康診査事業、健康相談、保健栄養指導、健康教育等について協議し、答申する。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員15人以内で組織する。

- (1) 調布市医師会会員 3人以内
- (2) 調布市歯科医師会会員 2人以内
- (3) 調布市薬剤師会会員 2人以内
- (4) 保健衛生事業に関し学識経験のある者 5人以内
- (5) 東京都多摩府中保健所職員 1人
- (6) 市職員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

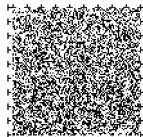
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。（定足数及び表決数）

第7条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。



(部会)

第8条 協議会に、必要に応じ部会を置く。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を協議会に報告する。

(意見聴取)

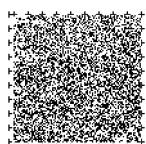
第9条 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることがある。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉健康部において処理する。

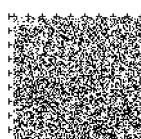
(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。



4 / 計画策定の経過

年月日	会議・調査等	主な内容
平成30年 3月7日	自殺対策に関する 事業の調査	(1)事業概要 (2)その事業が自殺防止対策にどのように関われるか
平成30年 3月13日	棚卸し調査説明会	(1)調布市における自殺の現状 (2)自殺対策計画策定に伴う棚卸し調査の目的及び回答方法
平成30年 5月23日	第1回自殺対策 計画庁内連絡会	(1)国・東京都・調布市の自殺の現状 これまでの経過と連絡会の位置付けについて (2)グループワーク 「調布市地域自殺実態プロファイル」「平成29年度北 多摩南部保健医療圏自殺基礎資料」の読み取り
平成30年 6月21日 ～7月5日	調布市こころの 健康・自殺対策に 関する市民意識 調査	(1)属性 (2)からだやこころの健康状態 (3)休養や睡眠 (4)アルコール (5)不安や悩み、ストレス (6)地域とのつながりなど (7)自殺とうつに関する意識 (8)自殺対策の現状等 (9)今後の自殺対策
平成30年 7月30日	第2回調布市自 殺対策計画庁内 連絡会	(1)市民意識調査(単純集計)について (2)調布市自殺対策計画策定の骨子(案)について (3)グループワーク
平成30年 8月9日	調布市健康づくり 推進協議会 第1回全体会	自殺対策計画の骨子について
平成30年 9月21日	第1回調布市自 殺対策計画策定 委員会	(1)国・都の自殺に関する動向について (2)調布市の自殺の現状について (3)調布市自殺対策計画の骨子(案)について
平成30年 10月24日	第3回自殺対策 計画庁内連絡会	(1)第1回自殺対策計画策定委員会報告 (2)こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査結果報告 (3)自殺対策計画素案検討
平成30年 11月20日	第2回調布市自 殺対策計画策定 委員会	(1)こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査結果報告 (2)自殺対策計画素案検討
平成30年 12月5日 ～平成31年 1月9日	パブリック・コメ ント	26件(2人)
平成31年 2月4日	調布市健康づくり 推進協議会 第1回成人部会	(1)こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査結果報告 (2)調布市自殺対策計画(案) (3)パブリック・コメントの結果報告
平成31年 2月18日	第3回調布市自 殺対策計画策定 委員会	(1)こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査結果報告 (2)パブリック・コメントの実施結果について (3)調布市自殺対策計画案について
平成31年 3月18日	調布市健康づくり 推進協議会 第2回全体会	(1)こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査結果報告 (2)調布市自殺対策計画、概要版 (3)パブリック・コメントの結果報告

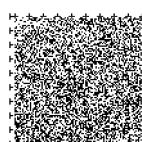


5 / 成果指標の出典

成果指標	平成29年 現状値	出典等
自殺者数	38人	地域における自殺の基礎資料※ (平成29年度)
自殺死亡率*	16.5	地域における自殺の基礎資料 (平成29年度)

基本施策	成果指標	平成29年度 現状値	出典等
生きることの促進要因への支援	こころが健康だと思う人の割合 (「健康である」「おおむね健康である」を合わせた人数)	83.4%	平成30年度調布市こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査
自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパーに関する講話を聴いた人数(延べ数)	2,400人	調布市福祉健康部健康推進課保健事業概要(平成23~29年度)
地域におけるネットワークの強化	こころといのちのネットワーク会議に参加する団体数	—	—
住民への啓発と周知	ゲートキーパーを知っている割合 (「内容まで知っていた」「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」を合わせた人数)	14.5%	平成30年度調布市こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査

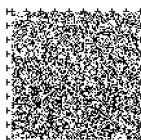
重点施策	成果指標	平成29年度 現状値	出典等
高齢者への支援	住民が主体となって介護予防に取り組む団体の数	117団体	平成29年度事業報告書(社会福祉協議会) 平成29年度事務報告書(高齢者支援室)
就労者への支援	就労者・経営者等のメンタルヘルス*研修の参加者数	—	—
子ども・若者への支援	子ども・若者総合支援事業*(ここあ)の相談事業における他機関との連携数	383件	児童青少年課資料
生活困窮者への支援	生活困窮自立支援事業(調布ライフサポート*)新規相談受付件数	117件	平成29年度事務報告書(生活福祉課)



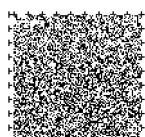
6 / 自殺対策関連事業

平成30年3月に全庁に対して行った「自殺対策に関する事業の調査」にて回答のあった事業を示したものです。各事業の概要と、調布市自殺対策計画で掲げた基本施策と重点施策のうち、関連のあるところに○をつけています。

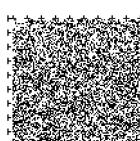
調布市においての自殺対策関連事業			基本施策				重点施策				
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	①生きることの促進要因	②自殺対策を支える人材の育成	③地域におけるネットワークの強化	④住民への啓発と周知	①高齢者	②就労者	③子ども・若者	④生活困難者
行政経営部	広報課	市政情報の情報発信	市報、ホームページなどの様々な媒体で情報発信を行うことにより、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を市民等に提供する。				○	○	○	○	○
総務部	総務課	情報公開制度（公文書資料室）	市政情報は、市民と市との共有財産と認識し、公正で開かれた市政運営を図るため、昭和63年度から情報公開制度を実施している。相談リーフレットを配架し、啓発する。	○			○	○	○	○	○
		ワーク・ライフ・バランスの推進	変則勤務やテレワーク等を実施、また各職層研修でも働き方についての内容を講話に盛り込み、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図る。	○	○				○		
	人事課	職員研修	新任職員等を対象としたメンタルヘルス※研修を実施したり、共同研修機関の研修の派遣をしたりしている。	○	○				○		
		職員の健康相談	産業医・精神科医・心理士・精神保健福祉士による職員の健康についての不安や人間関係等に対する専門相談や、保健師による随時相談をしている。	○	○				○		
		過重労働による健康障害防止対策	月平均45時間以上の時間外勤務職員に、健康のアンケートとセルフチェックシートを実施。100時間以上勤務職員等に産業医や保健師が面談、必要時職場調整を行う。	○	○				○		
	管財課	調布市市庁舎電話案内及び総合受付案内業務	来庁者に対する施設の案内及び外部からの電話対応や受付・関係各課への案内等、あらゆる状況に対応できるよう市民サービスの提供に努め、円滑な施設の運営を図る。	○	○			○	○	○	○
市民部	納税課	市税の収納・徴収業務	特別な事情で市税を納期限までに納付することが困難な方のための相談を実施している。必要に応じて税の減免や生活支援などの市の制度等を案内している。	○	○						○
	市民相談課	心の相談事業	市民の日常生活での人間関係や生き方などの心の悩み事に対して、臨床心理士や専門相談員による相談を実施している。	○	○		○	○	○	○	○
		家庭相談事業	市民の日常生活での夫婦・親子などの家庭の悩み事に対して、専門相談員による相談を実施している。	○	○		○	○	○	○	○



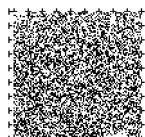
調布市においての自殺対策関連事業				基本施策				重点施策			
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	①生きることの促進要因	②自殺対策を支える人材の育成	③地域におけるネットワークの強化	④住民への啓発と周知	①高齢者	②就労者	③子ども・若者	④生活困窮者
市民部 (つづき)	市民相談課(つづき)	各種相談事業の情報交換のための庁内会議	市民により良い対応が出来るよう、庁内、庁外を含め、窓口職場における相談業務担当者と意見交換、情報交換を行うことで、情報の共有化を図る。			○					
生活文化スポーツ部	文化生涯学習課	消費生活相談事務	市民の消費者トラブルに迅速に対応できるよう、専門の消費生活相談員が、来所、電話による相談を受ける。消費者被害を未然に防止するための講座等啓発事業を行う。	○	○	○	○				○
	協働推進課	地区協議会の推進・自治会活動への支援	地域コミュニティの活性化を図るため、地区協議会の設立及び運営を支援する。調布市自治会連合協議会と協働し、自治会の加入促進やPRなど、活動支援を実施する。			○	○	○		○	
	男女共同参画推進課	相談事業	面接相談では、生き方、仕事と家庭、健康で悩む女性に対し実施する(一部電話相談)。グループ相談では、同じ悩みを持つ者同士が話し合うグループ相談を実施する。	○	○		○		○	○	
		配偶者暴力防止計画推進事業	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、バーブルリボンキャンペーン及びDV防止啓発を行う。DVの未然に防げるよう、若年層に意識啓発のための出前講座を実施する。	○			○				○
	産業振興課	民間ノウハウを活用した中小企業・小規模事業者の支援	多摩信用金庫等の金融機関と締結した「中小企業等支援に関する包括協定」に基づき、創業・経営支援、事業承継等の事業の連携をしながら、市内中小企業を支援する。	○			○		○		
		産業労働支援センターによる新たな創業の支援	中小企業診断士等の経営アドバイザーによる創業経営相談、よろず経営相談(出張相談)を行う。起業の場として、創業支援施設(スマモールオフィス)の貸出をする。	○			○		○		
		中小企業事業資金融資あっせん	市内の中小企業者等に対して、経営に必要な資金の融資をあっせんし、金融機関から融資を受ける際にかかる利子及び信用保証料の一部補助を行う。	○			○		○		
		ちゅうふ若者サポートステーション	困難を抱える若者(15~39歳)の職業的自立を支援するため、面接や個別相談を行う。	○	○	○	○		○	○	
		調布市勤労者互助会事業補助金	共済給付や健康増進に係る事業や親睦余暇活動などの事業を実施している互助会への補助金によって、市内の中小企業等で働く方を支援する。	○						○	
		調布国領しごと情報広場	ハローワーク府中の出先機関である当事業への運営の参画を行い、就労を希望する市民への職業紹介や相談などを実施する。	○			○		○		○
子ども生活部	子ども政策課	地域子育て支援拠点事業	親子遊びや保護者同士の乳幼児交流事業や子育ての知識を得るために、子どもの生活、子どもとの過ごし方などの身近なテーマでわかりやすい講座を行う学習事業をする。		○	○				○	
		総合相談と子育て支援ネットワーク事業	18歳未満の子どもと保護者の相談に専門の相談員が対応する。必要に応じ児童相談所等の関係機関と連携を図る。来所、電話、電子メールによる相談をする。	○	○					○	



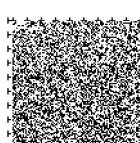
調布市においての自殺対策関連事業			基本施策				重点施策							
担当部名	担当課名	事業名	事業概要				①生きることの促進要因	②自殺対策を支える人材の育成	③地域におけるネットワークの強化	④住民への啓発と周知	①高齢者	②就労者	③子ども・若者	④生活困窮者
子ども政策課(つづき)	子ども政策課(つづき)	児童虐待防止センター事業	児童虐待防止ホットラインによる通告・相談の受付、虐待通告による現場の確認等、児童虐待の早期・対応、児童相談所等と連携し、見守りの必要な家庭の支援を行う。	○	○	○					○			
		子どもショートステイ事業	保護者が病気や冠婚葬祭に出席するなどの理由により子どもの世話ができないときに、緊急一時的に子どもの保育をする。	○	○	○					○			
		ファミリー・サポート・センター事業	子育て家庭を支援するため、保育等の援助を受けたい人（依頼会員）に対し、その援助を行いたい人（協力会員）を紹介するなど、市民同士の助け合いの仲介をする。		○	○					○			
		ベビーシッター利用料助成事業	保護者の方が一時的にお子さんを養育できないときに、自宅で民間のベビーシッターを利用した場合に利用料の一部を助成する。	○							○			
		要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童及びその保護者又は特定妊婦の支援を図るために協議会。代表者会議と実務者会議があり、会議内で要保護児童等の適切な保護を図るため情報交換する。			○					○			
	保育課	保育相談	公立保育園・私立保育園などによる保育・育儿相談を実施する。	○	○	○	○				○	○		
		保育料等納入促進事業	保育料収納や滞納整理業務を行う。		○						○	○		
		保育事業	就労・疾病等で乳児の養育ができない保護者に代わり、児童の健全育成を図る。認可・小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内保育・認可外がある。		○	○	○				○	○		
		保育コンシェルジュ配置事業	保育コンシェルジュが相談に応じ、それぞれのニーズに合ったサービスの情報を提供することで保護者の選択肢を増やすとともに、待機児童の減少を図る。	○	○	○	○				○	○		
子ども家庭課	児童手当支給事務	中学校修了前の子どもがいる家庭に手当を支給する。所得制限あり。	○	○				○	○	○	○			
	乳幼児・義務教育就学児医療費助成事務	小学校就学前の乳幼児の医療費を助成する。義務教育就学児の医療費の一部を助成する（小学校4年生からは所得制限あり）。	○	○				○	○	○	○			
	児童扶養手当支給事務	ひとり親家庭等の保護者で18歳に達した年度の3月末日まで（中程度以上の障害がある場合は20歳未満）の児童を養育している方に手当を支給する。所得制限あり。	○	○				○	○	○	○			
	児童育成手当支給事務（育成・障害）	ひとり親家庭等の保護者で18歳に達した年度の3月末日までの児童を養育する方（所得制限あり）、一定の障害のある20歳未満の児童を養育する家庭に手当を支給する。	○	○				○	○	○	○			
	ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等の保護者で18歳までの児童を養育している方、一定の障害のある20歳未満の児童を養育している家庭に医療費（保険診療分）を助成する。所得制限あり。	○	○				○	○	○	○			
	特別児童扶養手当支給事務	一定の障害のある20歳未満の児童を養育している家庭に手当を支給する。	○	○				○	○	○	○			
	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給する。	○	○				○	○	○	○			



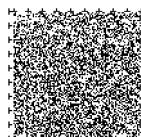
調布市においての自殺対策関連事業			基本施策				重点施策							
担当部名	担当課名	事業名	事業概要				①生きることの促進要因	②自殺対策を支える人材の育成	③地域におけるネットワークの強化	④住民への啓発と周知	①高齢者	②就労者	③子ども・若者	④生活困窮者
子ども生活部(つづき)	子ども家庭課(つづき)	高等職業訓練促進給付金等	ひとり親家庭の父母の就職時に資格取得を促進するため、養成受講期間に「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。	○	○					○	○	○	○	
		高卒認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受けた場合、修了時に受講費用と、認定試験合格後に受講費用を支給する。	○	○					○	○	○	○	
		高卒認定試験合格支援促進給付金	ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座も可）を受けた場合、上限40万円の給付金を支給する。	○	○					○	○	○	○	
		通信制高校卒業支援事業給付金	ひとり親家庭の親及びその児童が、通信制高校に在籍し、併用してサポート校に通学する場合に1月あたり27,000円の給付金を支給する。	○	○					○	○	○	○	
		女性福祉資金貸付事業	直系の親族又は兄弟姉妹を扶養している配偶者のいない女性（25歳以上）に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、女性福祉資金の貸付けを行う。所得制限あり。	○	○					○	○	○	○	
		母子父子福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯の親に、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために、母子父子福祉資金の貸付けを行う。	○	○					○	○	○	○	
		母子生活支援施設措置費	配偶者のいない女子と、その監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	○	○					○	○	○	○	
		緊急一時保護事業	緊急に保護を要する母子及び女性について、一時的に施設に入所してもらい、必要な相談や支援等を行う。	○	○					○	○	○	○	
		入院助産措置費	経済的な理由で入院して出産する費用の支払いができない場合に、指定病院に入院し安全な出産を援助する。	○	○					○	○	○	○	
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス	ひとり親家庭等が日常生活に支障があり、条件を満たした場合、一定期間ホームヘルパーを派遣する。所得により自己負担あり。	○	○					○	○	○	○	
		母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等に、自立に必要な情報提供、職業能力の向上、求職に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るために、母子・父子自立支援員を配置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		ひとり親家庭の就労支援事業	ひとり親家庭の就労の相談に応じ、ハローワークと連携し、自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定を図る。	○	○	○				○	○	○	○	
		ひとり親家庭の相談支援事業	ひとり親家庭の親及び子どもの相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、課題の解決のため、学校等関係機関との連絡調整を行う。（子ども・若者総合支援事業※）	○	○	○				○	○	○	○	
		ひとり親家庭の学習支援事業	ひとり親家庭の親及び子どもの学習習慣の獲得、ボランティア等による将来への展望の獲得、他者交流、自己肯定感の回復などをめざす。（子ども・若者総合支援事業）	○	○					○	○	○	○	



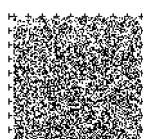
調布市においての自殺対策関連事業				基本施策				重点施策			
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	①生きることの促進要因	②自殺対策を支える人材の育成	③地域におけるネットワークの強化	④住民への啓発と周知	①高齢者	②就労者	③子ども・若者	④生活困窮者
子ども生活部(つづき)	児童青少年課	青少年問題対策事業	地域社会における青少年の健全育成を図ることを目的に、青少年問題協議会及び青少年補導連絡会の開催や健全育成推進地区委員会への補助金交付等を行う。				○			○	
		青少年ステーション(CAPS)事業	中・高校生世代の健全な居場所を提供し、様々な分野の活動を支援する。専門知識を有するスタッフが事業展開を図る。また、多感な年代の様々な悩み・相談に対応する。	○	○					○	
		中高生タイム	児童館にて、地域における安全で日常的な児童の遊び場として施設を開放するとともに、各館事業を実施している。また、中・高校生世代の児童館の利用を促進する。	○	○					○	
		子ども・若者支援地域協議会の運営	平成29年度に設置した、子ども・若者支援地域ネットワークを通して支援を行う機関、団体等のネットワーク形成を図る。			○			○	○	
		相談・居場所事業	概ね15歳以上の不登校、無業、ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けた計画的な支援を行う。相談、居場所の提供による支援を行う。(子ども・若者総合支援事業*)	○	○					○	
		児童館子育てひろば事業	子育て・妊娠中市民を対象とし、子育て相談を行い、必要に応じ各関係機関と連携し、悩みや不安の軽減を図る。健康講座を実施し、保護者同士の交流・仲間づくりを支援する。	○	○					○	
		学童クラブ事業	児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を市内施設の学童クラブで実施する。	○	○					○	
福祉健康部	福祉総務課	民生委員・児童委員	地域住民の立場に立って相談に応じるとともに、必要な援助を行い、地域の人々の生活や地域福祉の向上を目指して関係行政機関と協力して社会福祉活動を行う。		○	○	○	○		○	○
		利用者サポート事業	成年後見制度に係る相談業務を通じ、認知症高齢者や知的障害等の判断能力が不十分な人の心身や財産が侵害されたり、自ら権利行使が十分にできなかつたりする時に支援する。	○			○	○			
		地域福祉の推進	住民主体の交流の場や地域・ボランティア活動の活性化支援を行い、地域福祉コーディネーター*を中心とした地域課題を解決する仕組みを一層充実する。	○	○	○	○	○	○	○	○
	生活福祉課	生活保護施行に関する事務	地区担当員・就労支援員・健康管理支援員等による支援を行う。	○	○	○	○				○
		生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭等各種扶助を支給する。	○							○
		被保護者等自立促進事業	調布市被保護者等自立促進事業助成要綱に基づく扶助費を支給する。(就労支援・社会参加活動支援・地域生活移行支援・健康増進支援・次世代育成支援)	○							○
		路上生活者に対する事務	年2回、市内の公園や河川敷等を見回り、路上生活者の調査を行う。	○			○				○
		中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	○	○	○	○				○



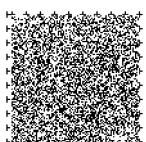
調布市においての自殺対策関連事業			基本施策				重点施策							
担当部名	担当課名	事業名	事業概要				①生きることの促進要因	②自殺対策を支える人材の育成	③地域におけるネットワークの強化	④住民への啓発と周知	①高齢者	②就労者	③子ども・若者	④生活困窮者
福祉健康部(つづき)	生活福祉課(つづき)	生活困窮者自立支援事業（調布ライフサポート）	離職や失業等による生活困窮者の相談窓口（自立相談支援機関）で、一人ひとりの状況に応じた生活支援を検討・実行し生活困窮者の生活再建を図る。	○	○	○	○						○	
		生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	就職活動期間中の家賃を給付することで、安定した住居の確保と就職活動を支援する。	○				○					○	
		生活困窮者自立支援事業	生活困窮世帯の中学生に対して、大学生ボランティアによるマンツーマンによる学習支援を提供する。（子ども・若者総合支援事業※）	○	○						○	○		
		緊急援護資金貸付事業	生活困窮の世帯に対して、緊急援護資金の貸付を行う。	○			○						○	
	高齢者支援室	高齢者住宅（シルバーピア）	高齢者の住宅で、安心して生活できるよう、各種安全設備、管理人が設置され、安否確認や、日常の相談に応じる。（住宅課との協同事業）		○	○	○	○						
		ふれあい給食事業	ひとりぐらし高齢者等に、学校給食を提供することにより、健康維持を図る。また、児童や地域社会との交流を行うことにより、高齢者の孤独感の解消及び介護予防を図る。		○	○	○	○						
		高齢者会食サービス事業	市内10箇所(11拠点)の地域福祉センターで、週1回ボランティアによって調理された食事を高齢者とボランティアが会食する。市からの補助により社会福祉協議会が実施。		○	○	○	○						
		ほのぼの電話訪問	週1で電話訪問員が安否確認をかねた電話による訪問を行う。外出する機会やご近所との交流の少ない方の寂しさを和らげる。市からの補助で社会福祉協議会が実施。		○	○	○	○						
		高齢者訪問理美容サービス	介護が必要な高齢者に対し自宅訪問による調髪の機会を提供することにより、高齢者福祉の一層の増進を図る。市からの補助により社会福祉協議会が実施。		○	○			○					
		友愛訪問事業	高齢者の住居に原則週1回訪問し、安否確認するとともに、1回概ね1時間話し相手になることにより、孤独感を和らげる。市からの補助により社会福祉協議会が実施。		○	○			○					
		配食サービス事業	昼食・夕食を自宅にお届けし、手渡しすることで、食事の確保と安否確認を行う。		○	○			○					
		紙おむつの給付	紙おむつを給付し、経済的負担軽減を図るとともに配達時に安否確認を行う。		○	○			○					
		世帯状況調査	前年度新たに70歳以上ののみで構成される世帯となった方に調査票を郵送し、地域の担当民生委員が訪問し回収する。		○	○			○				○	
		介護予防事業	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を行う。		○	○			○					
		生活支援体制整備事業	地域支え合い推進員※(生活支援コーディネーター)が「協議体」ネットワークを活かし、住民主体のサービスが活性化するよう、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進める。	○	○	○	○	○	○					



調布市においての自殺対策関連事業			基本施策				重点施策				
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	①生きることの促進要因	②自殺対策を支える人材の育成	③地域におけるネットワークの強化	④住民への啓発と周知	①高齢者	②就労者	③子ども・若者	④生活困窮者
福祉健康部(つづき)	高齢者支援室(つづき)	地域包括支援センター事業	高齢者やそのご家族が地域で安心して暮らせるよう、福祉や介護に関する様々な相談ができる総合相談窓口。	○		○		○			
		養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者へ入所手続きを行う。			○		○			○
		地域包括支援センターの運営	5つの機能（個別課題解決・ネットワークの構築・地域課題の発見・地域づくり、資源開発・政策形成）をもつ地域ケア会議を地域包括ケアシステム※の実現に向けて開催する。	○	○	○		○			
		認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。		○			○	○	○	
		在宅医療・介護連携拠点事業	住み慣れた地域で安心して暮らすために医療・介護等の整備を目指し、医療機関や介護事業所等で構成する委員会を開催し、在宅医療介護連携推進事業の協議、承認を行う。	○				○			
		健康づくり事業	高齢者が元気で生きがいを持って自立した生活を続けていくよう、既存の社会資源を活用した高齢者のための健康づくり事業を実施する。	○				○			
		調布市介護予防・日常生活支援総合事業	生活機能が低下し、支援や介護をする恐れるある高齢者が、元気で生きがいを持ち自立した生活が送れるよう、認知症や寝たきり、要支援状態等への進行を防止する。	○		○		○	○		
		家族介護者団体との連携と支援	市内で活動している既存の家族介護者の団体等と情報共有を図るほか、団体が実施する講演会等を後援する。	○				○			
		高齢者福祉推進協議会の開催	関係団体、専門職、市民による協働で、高齢者総合計画の策定と進捗管理を行う。			○		○			
		家族介護者支援事業	認知症の「だれでもカフェ」、介護者・当事者のコミュニティカフェ開設を支援。介護者支援の「ケアラー※支援マップ」を全戸配布。(市の補助で調布ゆうあい福祉公社が実施)	○				○			
		有償在宅福祉サービス事業	介護保険制度対象外の家事支援、制度利用までの支援等のインフォーマルサービス。協力会員による在宅支援・配食。(市の補助で調布ゆうあい福祉公社が実施)	○				○			
		老人クラブ補助金交付事業	高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのため多様な社会活動を自主的に活動している老人クラブ及び調布市老人クラブ連合会の活動を支援する。			○		○			
		介護保険等推進活動補助事業	介護保険等を推進する活動を行う民間の団体に補助金を交付することにより、当該活動を支援し、地域福祉の推進及び介護保険等における高齢者の利益擁護の一助とする。		○			○	○		
		調布市シルバー人材センター運営費補助事業	健康で働く意欲のある高年齢者に対して、就業の機会を提供するとともに、活力ある地域づくりに寄与する調布市シルバー人材センターを支援する。			○		○	○		



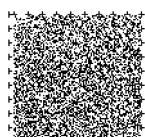
調布市においての自殺対策関連事業			基本施策				重点施策					
担当部名	担当課名	事業名	事業概要		①生きることの促進要因	②自殺対策を支える人材の育成	③地域におけるネットワークの強化	④住民への啓発と周知	①高齢者	②就労者	③子ども・若者	④生活困窮者
福祉健康部(つづき)	障害福祉課	障害者差別解消推進事業	障害者差別解消を推進のため、相談窓口設置及び障害者差別解消支援地域協議会において差別解消に向けた検討を行う。障害の理解を促進するため周知・啓発を行う。	○	○		○	○	○	○		
		障害者虐待防止センター事業	障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援及び関係機関との連携協力体制を整備する。	○	○	○	○	○	○	○		
		障害者地域自立支援協議会	相談支援事業等のシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすため、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等が参加し、地域生活を支える仕組みを構築する。	○	○	○		○	○	○	○	
		障害者を地域で支える体制づくりモデル事業	障害者が地域で安心して生活できるように、ネットワークづくりや障害者理解の普及啓発等、様々な視点から地域で支えていく仕組みを整える。	○		○	○	○	○	○	○	
		ヘルプカードの配布	障害者が地域で安心して生活できるよう、ネットワークづくりや障害者理解の普及啓発等の視点から地域で支える仕組みを整える目的で、ヘルプカードの普及を図る。	○			○	○	○	○		
		障害者等雇用事業	障害者等に対して就業の機会を設け、社会的自立の促進や労働意欲の向上を図る。	○		○		○	○	○	○	
		福祉人材養成拠点の整備	福祉人材の確保及び育成を総合的に推進し、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保する。		○	○		○	○			
		難病相談窓口の開設	難病に罹患した方や家族等に対して、相談を受ける窓口を開設し、精神的な支援をする。	○	○			○	○	○		
		障害者相談支援事業	障害者及びその家族の相談に応じ、情報の提供及び助言し、障害者に対する権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。	○	○	○		○	○	○		
		こころの健康支援センター事業	精神障害者の自立及び社会参加支援することにより、精神保健福祉の向上を図る。	○	○		○	○	○	○		
		身体障害者・知的障害者相談員	心身障害者のさまざまな相談に応じ、問題の解決や地域活動への参加などを支援する。	○	○	○	○	○	○	○		
		高次脳機能障害者支援促進事業	高次脳機能障害者(児)及びその家族等に対する相談支援を実施する。医療機関や就労支援センター等との連携を図り、高次脳機能障害者(児)への支援を促進する。	○	○	○		○	○	○		
		障害者基幹相談支援センター事業	市内の障害者(児)に対し、必要な情報提供や各種機関の紹介、障害福祉サービス等の利用援助、その他の支援を行うことにより、障害者(児)の自立と社会参加の促進を図る。	○	○	○		○	○	○		
		手話通訳者の設置	聴覚障害者等について必要な手話通訳を行うことで、聴覚障害者等の福祉の増進を図る。	○		○	○	○	○	○		
		障害者就労支援事業(ちょうどふだぞう)	障害者が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し障害者の就労を促進する。	○	○	○			○	○	○	



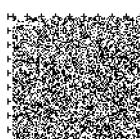
調布市においての自殺対策関連事業			基本施策				重点施策							
担当部名	担当課名	事業名	事業概要				①生きることの促進要因	②自殺対策を支える人材の育成	③地域におけるネットワークの強化	④住民への啓発と周知	①高齢者	②就労者	③子ども・若者	④生活困窮者
福祉健康部(つづき)	障害福祉課(つづき)	障害者就労支援事業（こころの健康支援センター）	精神障害者等が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し障害者の就労を促進する。	○	○	○				○	○	○	○	
		心身障害者福祉手当	身体障害者手帳1～4級や愛の手帳1～4度を所持する方等に対し、福祉手当を支給することにより心身障害者福祉の増進を図る。	○									○	
		特別障害者手当等	在宅で常時特別な介護を必要とする重度の障害者に対し、手当を支給することにより心身障害者福祉の増進を図る。	○									○	
		重度心身障害者手当	重度の心身障害で常時複雑な介護を必要とする方に対して、手当を支給することにより心身障害者福祉の増進を図る。	○									○	
		特殊疾病患者への援護	国が指定する難病の医療費助成や東京都難病患者等の医療費助成に係る認定を受けた方等に対して、手当を支給することにより心身の安定を図り福祉の増進を図る。	○									○	
		東京都心身障害者扶養共済制度	障害者を扶養する保護者が死亡・重度障害となり、残された障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者が抱く不安の軽減を図る。	○							○	○		
		心身障害者(児)医療費の助成	国民健康保険や健康保険など各種医療保険に加入している重度の障害者に、医療費の助成を行うことで心身障害者の保健向上を図る。	○									○	
		自立支援医療（更生医療）	職業能力を増進し、あるいは日常生活の便宜を増すために、身体障害に対して確実な治療効果が期待される医療に限り、その医療費の自己負担額の一部を助成する。	○									○	
		自立支援医療（育成医療）	18歳未満で、身体に障害を有する方またはこれを放置すると障害を残すと認められるが手術等で障害の改善が見込まれる場合に、医療費の自己負担額の一部を助成する。	○									○	
		自立支援医療（精精神通院）	通院治療が必要な精神疾患のある方に対し、通院医療に要する医療費の自己負担額の一部を助成する。	○									○	
		小児精神障害者等医療費助成制度	小児精神障害者の入院医療に要する費用を軽減することにより、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進を図る。	○									○	
		難病患者医療費等助成	各種難病に罹患した方や人工透析・血友病で治療されている方、B型・C型ウイルス肝炎でインターフェロンなどによる治療をされている方に、医療費を助成する。	○									○	
		障害福祉サービス費等の支給	障害者（児）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る費用を支給する。	○		○			○	○	○	○	○	
		障害児通所支援費等の支給	障害児が日中活動できる場所を確保し、日常生活における基本的な動作の指導などを行うことにより、自立を支援する。	○		○					○	○	○	
		補装具費の支給及び修理費の支給	障害者（児）の日常生活を容易にするため、日常生活及び職業の効率の向上を図る。	○					○	○	○	○	○	
		移動支援費支給事業	障害児・者の公的機関や金融機関など社会生活上必要な施設への外出や余暇活動・社会参加促進のため、ガイドヘルパーを派遣する。	○		○			○	○	○	○	○	



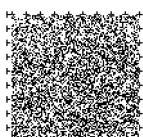
調布市においての自殺対策関連事業			基本施策				重点施策							
担当部名	担当課名	事業名	事業概要				①生きることの促進要因	②自殺対策を支える人材の育成	③地域におけるネットワークの強化	④住民への啓発と周知	①高齢者	②就労者	③子ども・若者	④生活困窮者
福祉健康部(つづき)	障害福祉課(つづき)	日中一時支援費支給事業	障害者(児)を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う。	○		○				○	○	○	○	
		障害者地域活動支援センター事業	障害者等が地域において自立して日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援し、その促進を図る。	○		○				○	○	○	○	
		聴覚障害者等コミュニケーション支援事業	聴覚障害者等に手話奉仕員、手話通訳者及び要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者等の福祉の増進を図る。	○						○	○	○		
		知的障害者援護施設事業(なごみ)	在宅生活が困難で日中及び夜間に介護が必要な知的障害者に対し、入所支援及び日中活動支援等を行う。	○						○	○	○		
		知的障害者グループホーム事業	地域生活を送るための共同生活の住居を提供し、自立生活に向けた支援を図る。	○						○	○	○		
		希望の家事業	知的障害者に通所により必要な訓練を行い、社会的自立・自活に向けた支援を図る。	○						○	○	○		
		知的障害者援護施設事業(そよかぜ、すまいる)	在宅生活をしているが、日中に何らかの生活支援や訓練が必要な知的障害者に対し、日中活動支援を行う。	○						○	○	○		
		デイセンターまなびや事業	在宅の重度身体障害者に、通所の方法により様々な日中活動を提供することで、やりがいや楽しみをもってもらえるよう支援。また社会活動への参加を支援する。	○						○	○	○		
		総合福祉センター放課後等デイサービス事業	障害のある児童に日中活動の場を提供し、音楽療法を中心とした専門的な療育を行う。	○								○		
		特定相談支援事業	障害福祉課の相談支援専門員が「サービス等利用計画」(障害児支援利用計画)を作成し、福祉サービスの利用調整等を行う。	○	○	○				○	○			
		身体障害者手帳診断書作成料の助成	身体障害者手帳の交付を受けようとする者及び障害再認定を行おうとする者に対し、経済的負担を軽減するため、指定医による診断書の作成に要した費用を助成する。	○									○	
		日常生活用具費支給事業	在宅の障害者等に対し、経済的負担を軽減するため、日常生活用具の購入、住宅設備の改善及び屋内移動の設備に要する費用の全部又は一部を支給する。	○						○	○	○	○	
		重度脳性まひ者介護事業	重度脳性まひ者の社会的自立を支援するとともに、介護者の抱える経済的負担の軽減を図る。	○									○	
		身体障害者用電話設置事業	外出が困難な重度身体障害者の方に、コミュニケーションと緊急連絡手段の確保を図る。	○		○							○	
		成年後見制度利用支援事業	知的障害者・精神障害者が成年後見制度を利用する支援を行う。	○						○		○		
		在宅障害者ショートステイ事業	障害者の家族が病気や所用、休養が必要となった場合など、一時的に介護が困難になった場合に、障害者本人をお預かりし、障害者本人及び家族の福祉の増進を図る。	○		○				○		○		
		在宅障害者(児)緊急一時保護(宿泊保護)	障害者の家族の方が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に、障害者本人をお預かりすることで、障害者本人及び家族の方の福祉の増進を図る。	○		○				○		○		



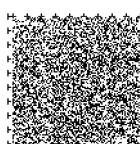
調布市においての自殺対策関連事業			基本施策				重点施策							
担当部名	担当課名	事業名	事業概要				①生きることの促進要因	②自殺対策を支える人材の育成	③地域におけるネットワークの強化	④住民への啓発と周知	①高齢者	②就労者	③子ども・若者	④生活困窮者
福祉健康部(つづき) 障害福祉課(つづき)	福祉健康部(つづき) 障害福祉課(つづき)	在宅障害者(児)緊急一時保護(日帰り保護)	総合福祉センターで障害者の家族が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に、障害者本人をお預かりすることで、障害者本人及び家族の福祉の増進を図る。	○		○				○		○		
		在宅障害者(児)緊急一時保護(日帰り保護)	デイセンターまなびやで、障害者の家族が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に、障害者本人をお預かりし、障害者本人及び家族の福祉の増進を図る。	○		○			○		○			
		訪問入浴サービス事業	ご家庭において入浴が困難な身体障害者に訪問入浴車で入浴を提供することで、健康な生活の維持を図る。介護保険で要支援・要介護の方は介護保険が優先。	○							○	○		
		障害者配食サービス事業	心身の状態から買物や炊事の困難な障害者に対して、栄養バランスのとれた食事の提供と安否の確認を図ることから、障害者の福祉の増進を図る。	○							○	○		
		障害児(者)医療的ケア体制支援事業	在宅生活や障害福祉サービス等の利用が円滑に行えるよう、看護職(福祉医療相談員)が障害福祉サービス事業所や医療機関との調整や相談支援をする。	○	○	○				○	○			
		重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業	在宅生活を送る重症心身障害児(者)及び医療的ケアを必要とする児童を介護している家族等が、一定時間介護から離れ、一時休息を得られるように支援する。	○		○				○	○			
		アルコール依存症障害者等活動施設等運営費補助事業	アルコール依存症障害者の社会復帰を目指して市内に設けた施設を運営する事業に経費の一部を補助し、本人及びその家族の地域社会における自立の促進を図る。	○		○			○	○	○			
		精神障害者家族等シェルター事業運営費補助事業	調布市精神障害者家族会との協働により、家族等の一時的な避難・休息場所を確保する事業への補助を実施し、精神障害者及び家族等の社会復帰や自立の促進を図る。	○		○			○	○	○			
		福祉タクシー券の交付	障害のために交通機関での移動が困難な方の負担を軽減する。	○					○	○	○	○		
		車いす福祉タクシー	障害のために交通機関での移動が困難な方の負担を軽減する。	○					○	○	○	○		
		救急医療キットの配布	障害者が救急時に迅速かつ適切な医療を受けられるように図り、安心して生活できるようにするために、救急キットを配布する。	○		○				○	○			
		障害者火災安全・緊急通報システム事業	家庭内で火災が起きた時や病気や事故等が起きた時のため、民間の緊急通報システムの支給等体制を整備し、障害者の火災や緊急時における安全を確保する。	○						○	○			
		精神保健福祉相談(スーパーバイザー)	精神福祉士等が、職員を対象とし、福祉や医療の観点から専門的な助言や指導を行い、支援の方向性を明確にして、支援者的人材育成を図る。	○	○				○	○	○	○		
		調布市地域精神保健福祉ネットワーク連絡会	精神障害者及び発達障害者(児)とその家族に安定したサービスを提供するため、市内支援機関と情報交換、連携する。精神障害者の地域包括ケアシステム※も構築する。			○			○	○	○	○		



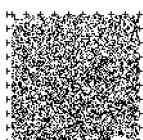
調布市においての自殺対策関連事業			基本施策				重点施策							
担当部名	担当課名	事業名	事業概要				①生きることの促進要因	②自殺対策を支える人材の育成	③地域におけるネットワークの強化	④住民への啓発と周知	①高齢者	②就労者	③子ども・若者	④生活困窮者
子ども発達センター	福祉健康部(つづき)	緊急一時養護事業	家族の疾病、出産、学校行事等のため養育が困難になった場合に、障害児又は発達に遅れやかたよりのある子どもを一時的に保護し、養育を行う。	○	○	○	○				○			
		リフレッシュ支援事業	家族の疲労回復等のため、障害児又は発達に遅れやかたよりのある子どもを一時的に保護し、養育を行う。	○	○	○	○				○			
		児童発達支援	専門的支援を必要とする3~5歳児を対象に、遊びを通して子どもの特性に応じた療育を提供する。	○	○	○	○				○			
		保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児が集団生活に適応する事が出来るよう、在籍園に訪問し、施設職員に助言を行なう。	○	○	○	○				○			
		相談支援事業	障害児とその保護者等の相談に応じ、計画作成及びモニタリングを実施し、福祉サービス利用に係る支援を行う。	○	○	○	○				○			
		相談事業	子どもの発達に心配のある保護者や子ども施設からの相談に応じるとともに、子どもも施設支援、普及啓発・保護者支援を行う。	○	○		○				○			
		障害児等福祉教育連携会議	個別記録票「i-ファイル」を協議し、福祉と教育の連携と一貫した支援のあり方を検討することにより、障害児等の健やかな成長及び発達を図る。		○	○					○			
健康推進課	福祉健康部(つづき)	母子健康手帳交付・面接、妊婦健診、妊婦歯科健診	母子健康手帳の交付、すべての妊婦を対象とした面接相談(ゆりかご調布)により、情報の提供と相談を行う。妊婦健康診査と妊婦歯科健康診査を提供する。	○	○		○				○			
		もうすぐママパパ教室	出産を迎える母親と父親を対象にした健康教育、沐浴や泣いたときのあやし方などの体験学習。子ども家庭支援センターの見学、市の子育てサービスについて情報提供。	○	○		○			○	○			
		こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月以内の子どもを持つ家庭に、助産師・保健師・看護師が訪問し、相談や家族のこころと身体の相談を行う。事例検討会で相談技術、アセスメント力の向上を図る。	○	○		○				○			
		産後ケア事業	産婦と生後4か月以内の乳児の施設利用料の助成を行う。家族等から支援がなく、育児不安や相談のある産婦は相談と休息ができる。	○	○		○				○	○		
		母子保健健診	全ての乳幼児の成長発達や、保護者の健康維持増進、虐待の早期発見と予防をする。乳幼児健診、リプロ相談、産婦健診、精密健診、発達健診、経過観察健診がある。	○	○		○				○			
		わくわく育児教室、子育てひろば	月齢に合わせた子どもの発達と育児についての健康教育や相談を行う。グループワークを通じて保護者どうしの交流も図る。	○	○		○				○			
		子どもの相談室(個別・グループ)	生活習慣やことば、運動発達について経過観察が必要な乳幼児や育児上の不安や心配をもつ保護者のための相談事業。	○	○		○				○			
		親子のメンタルケア相談	育児不安や育児困難を感じる母親を対象に、安心して自分の気持ちを話せる場としてグループワークを実施し、虐待の予防を図る。事業の間は託児を行う。	○	○		○				○			



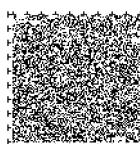
調布市においての自殺対策関連事業			基本施策				重点施策					
担当部名	担当課名	事業名	事業概要		①生きることの促進要因	②自殺対策を支える人材の育成	③地域におけるネットワークの強化	④住民への啓発と周知	①高齢者	②就労者	③子ども・若者	④生活困窮者
福祉健康部(つづき)	健康推進課(つづき)	こども歯科相談室	子どもの年齢に合わせて、お口の健康やむし歯予防についての相談、健診を行う。		○	○		○			○	
		アレルギー相談	アレルギー疾患の正しい知識の普及、食事や生活の相談に対応し、不安の解消を図る。専門医師や看護職による個別相談、スキンケア教室、講演会をする。		○	○		○			○	
		予防接種	予防接種法に基づく定期予防接種で、定められた種類の予防接種を定められた期間内に行う。		○	○			○		○	○
		母子栄養強化扶助	生活保護世帯及び市民税非課税世帯の妊娠婦や乳児に対して、乳製品等を支給して栄養状況の強化、改善を図る。		○	○					○	○
		食事なんでも相談	離乳食の進め方や、成人の食事の相談に対応する。		○	○		○	○		○	
		自殺対策事業	東京都の自殺対策強化月間※にあわせ普及啓発を行う。ゲートキーパー養成講座を開催して、ゲートキーパーを増やす。			○		○	○	○	○	○
		成人保健健(検)診	各種がん検診(胃・大腸・子宮・乳・肺・前立腺)、各種健診(歯周病検診、結核健診、特例項目外健診、健康増進健診)を提供する。		○	○		○	○	○		○
		特定保健指導	保健師や管理栄養士が、生活習慣改善を6か月間サポートし、メタボリックシンドロームの改善及び生活習慣病の予防を図る。		○	○		○	○	○		○
		今から始める健康づくりシリーズ	生活習慣病のテーマにもとづいた健康教育を行う。参加者が健診結果をもとに、生活習慣を振り返られるように食事、口腔保健の講義と運動の実技を行う。		○	○		○	○	○	○	
		今から始める健康づくりシリーズ・幼児編・学童編	要望のあった園・学童クラブに出向いて行う健康講座。年長児の保護者向けには、こころの健康も含めた家族の健康の大切さ、健(検)診受診勧奨等を行う。			○		○		○	○	
		ヘルスアップ教室	生活習慣病の予防のための健康教育。親子で楽しく学ぶ。		○	○		○		○	○	
		あなたの骨の健康度チェック	骨密度測定及び、骨粗しょう症予防のための生活習慣の改善につながるよう健康教育と運動実技等を行う。		○	○		○	○		○	
		出前講座(地域健康教育)	市民からの要望を受けて職員が健康についての講座を実施する。			○		○	○		○	
		中学校健康教育	要望のあった中学校に保健師が出向いて健康教育を行う。(性教育、性感染症の予防、薬物についてなど)			○		○			○	
		調布市民健康づくり始める会	調布市民健康づくりプランの推進を目的に平成18年に発足した市民の会。運動、食育、こころの健康などのテーマ別の活動を行い、職員が支援する。		○	○		○	○	○	○	○
		食育推進事業	調布市食育推進基本計画に基づき、食を通じたこころとからだの健康づくりを推進する。(食育セミナー、食育講演会、普及啓発)		○	○		○	○	○	○	○
		受動喫煙防止対策	たばこの有害性の啓発、禁煙支援、飲食店を対象とした禁煙店登録事業、受動喫煙等に関する府内連絡会議の開催等を行う。			○	○	○	○	○	○	○



調布市においての自殺対策関連事業			基本施策				重点施策							
担当部名	担当課名	事業名	事業概要				①生きることの促進要因	②自殺対策を支える人材の育成	③地域におけるネットワークの強化	④住民への啓発と周知	①高齢者	②就労者	③子ども・若者	④生活困窮者
福祉健康部(つづき)	健康推進課(つづき)	訪問指導	看護師等が訪問し、療養上や子育てにおいて健康に過ごせるための日常生活における保健指導や支援を行う。	○	○		○				○			
		健康相談(電話・面接・訪問相談)	市民に対して健康相談、支援などを行う。	○	○		○	○	○	○	○	○		
		健康づくりプラン推進連絡会	府内の健康づくりに関係のある担当課と連携し、調布市民健康づくりプラン推進する。		○	○	○	○	○	○	○	○		
		東京都薬物乱用防止推進調布地区協議会	地域に根ざした薬物乱用防止の啓発活動を推進し、薬物乱用の根絶を図る。		○	○	○				○			
		業務検討会	医師会、歯科医師会と各々連絡会を定期的に行い、情報共有や検討会を行う。			○	○	○	○	○	○	○		
		調布市とアフラックの協働事業	アフラックと協働して、がんに関する啓発及び検診受診率向上を目指した取組。調布市民スポーツまつりに参加、小児がんの療養等支援のための募金活動をする。		○	○	○	○	○	○	○	○		
		休日診療、平日準夜間診療	休日・夜間の急病患者に対する応急診療を行う。	○	○	○		○	○	○	○	○		
	保険年金課	精神医療給付金支給	精神障害のため継続して通院医療を必要とする、市民税非課税世帯の被保険者に、医療費を公費で負担することにより、在宅の精神障害者の適切な医療の確保を図る。	○	○							○		
		保険税の収納、徴収業務	国民健康保険税の徴収に係る業務を行う。特別な事情により、納期限までの納付が困難な事案については納付計画の相談を受ける。	○	○							○		
環境部	ごみ対策課	調布市ふれあい収集	要介護認定(要介護1以上)、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級の手帳を所持している方、病気等で長期療養中の方、妊娠中の方のごみ収集を行う。	○			○	○						
都市整備部	住宅課	調布市市営住宅事務	市内に6か月以上居住し、住宅に困窮する低所得者のために住宅を提供し、生活の安定を図る。	○	○	○							○	
		調布市高齢者住宅の管理	民間の住宅を市が借り上げ、市内に3年以上居住し、住宅に困窮する低所得の単身高齢者のために住宅を提供し、生活の安定を図る。	○	○	○		○					○	
		住宅確保要配慮者相談窓口設置事業(住まいぬくもり相談室)	日本地主家主協会に窓口相談業務を委託し、専門の相談員を設置し生活困窮状況を把握する。市内の不動産店と連携し民間賃貸住宅のマッチングを行う。	○	○	○	○						○	
		調布市民民間賃貸住宅仲介支援・債務保証事業の助成金	住宅確保要配慮者相談窓口などで相談をし、民間賃貸住宅に実際に入居した際、不動産仲介手数料や民間の保証会社を利用した際の初回の保証料を助成する。	○		○							○	
教育部	学務課	就学援助と特別支援教育就学奨励費に関する事務	経済的な理由で就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な遂行を図るために、就学に必要な費用の援助を行う。	○							○	○		



調布市においての自殺対策関連事業			基本施策				重点施策							
担当部名	担当課名	事業名	事業概要				①生きることの促進要因	②自殺対策を支える人材の育成	③地域におけるネットワークの強化	④住民への啓発と周知	①高齢者	②就労者	③子ども・若者	④生活困窮者
教育部(つづき)	指導室	学級満足度調査	児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善する。	○	○		○				○			
		メンタルヘルス支援サービス	教職員のこころの健康全般に関する相談や病気休職者向けの職場復帰訓練等を実施する。	○						○				
		ストレスチェック	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェック※を実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	○						○				
		学校における働き方改革推進事業	教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。	○						○				
		性に関する指導推進事業	児童生徒等に、産婦人科などの専門医、助産師を講師として公立小・中学校に派遣し、性に関する指導の充実を図る。	○							○			
		授業改善推進事業	児童生徒が主体的で対話的な深い学びができるよう、指導主事等による授業参観と指導、助言及び各種研修を行う。	○	○						○			
		いじめ防止対策事業	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、早期発見・対応、再発予防。教育委員会いじめ防止に関する規則に基づき、調布市教育委員会いじめ問題対策協議会を設置。	○	○	○	○				○			
		SOS の出し方に関する教育の推進	DVD教材を活用して、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けさせる。	○							○			
		教育支援コーディネーター室の実施	教育支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーを配置して関係機関と連携し、教員、児童・生徒、保護者や地域の人等の相談を受け、支援をコーディネートする。	○	○	○				○	○	○		
	社会教育課	リーダー養成講習会	中学生及び、高校生学齢対象のリーダー講習会、高校生学齢以上対象のレクリエーション講習会で、青少年の健全育成を図り、地域で活躍できる人材を養成する。	○	○	○					○			
		青少年交流館	青少年の交流する居場所として、共有スペースやパソコンコーナーを開放している。専門嘱託員を配置し、利用者のサポートや、卓球や工作等のイベントの企画・開催を行う。	○	○	○					○			
教育相談所	来所相談・電話相談	いじめなど子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、相談員が対面で受け付ける。仕事の都合や家庭の事情等で来所できない場合には、電話相談も行う。	○	○							○			



7 / 用語解説

計画書中の※の用語解説の一覧については以下のとおりです。()内に掲載ページを載せています。

【あ行】

オール調布（P 40）

市民の主体的な活動を中心として、調布市と地域が一体となること。

【か行】

ケアマネジャー（P 40）

介護支援専門員のこと。要介護者（利用者）の依頼を受けて、健康状態や家族状況、希望などを把握し、利用者の立場に立って適切なサービスを組み合わせた計画（ケアプラン）を作成し、必要なサービスを受けられるよう事業者に手配する業務を行う専門職。

ケアラー（P 34, 64）

「介護」「看病」「療育」「世話」「こころや身体に不調のある家族への気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人。

子ども・若者総合支援事業（P 44, 48, 57, 61, 62, 63）

家庭の事情により、進学や就職をあきらめてしまうことがないよう、子ども・若者に対して、学習支援や居場所の提供を行うとともに、進学や自立に向けた相談を行う。（P 61, 62, 63参照）

【さ行】

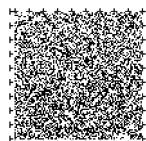
自殺死亡率（P 1, 7, 8, 9, 11, 27, 28, 29, 39, 43, 47, 57）

自殺者数を人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したもの。

“自殺死亡総数／人口×100,000”により算出した。

自殺総合対策推進センター（P 8, 9）

平成28年4月1日に施行された改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して、自殺対策のPDCAサイクルに取り組むための地域自殺実態プロファイルなど根拠データの提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化する国の機関。



自殺総合対策大綱（P 1, 3, 4, 47）

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。平成19年6月に初めての大綱が策定された後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月に初めて全体的な見直しが行われた。大綱はおおむね5年を目途に見直すこととされたため、基本法改正の趣旨等を踏まえ、平成29年7月、新たな大綱が閣議決定された。

自殺対策基本法（P 1, 4, 47）

我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況に対処するために、自殺対策に関し基本理念や国、地方公共団体等の責務等自殺対策の基本となる事柄を定めた法律。

自殺対策強化月間（P 34, 38, 70）

国の自殺総合対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」を決定（平成22年2月）し、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定め、関係団体等が連携し自殺対策に関する普及啓発及び当事者が支援を求めやすい環境づくりを展開することとしたもの。東京都においても、9月と3月を自殺対策強化月間として、「自殺防止！東京キャンペーン」を展開している。期間中は、特別電話相談の実施など、区市町村や関係機関と連携したさまざまな取組を行っている。

ショートステイ（P 34, 44）

在宅介護を受けている高齢者や障害者、子どもを福祉施設などが短期間預かる制度。

小規模事業所（P 41）

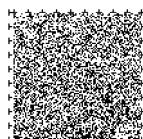
中小企業基本法第2条第5項及び小規模振興基本法第2条第1項により、「『小規模企業者』とは、『おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人）以下の事業者』をいう。」と規定されている。

スクールカウンセラー（P 34, 43）

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられる。

ストレスチェック（P 41, 42, 71）

ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査。「労働安全衛生法」という法律が改正されて、労働者が50人以上いる事業所では、平成27年12月から、毎年1回、この検査を全ての労働者に対して実施することが義務付けられた。



青少年交流館（P 4 4）

調布尋常高等小学校石原分教場で長く教べんをとられた、故中村やす先生の「青少年のために活用してほしい」という意志に基づき、市が平成15年2月1日に開設した。青少年が交流する居場所として、共有スペースやパソコンコーナーを開放している。（P72参照）

【た行】

多摩東部地域産業保健センター（P 4 1, 4 2）

小規模事業場の事業者とそこで働く方が、充実した産業保健サービスを受けられるよう都道府県ごとに地域産業保健センターが設けられている。

地域支え合い推進員（P 4 0, 6 3）

地域では、多様な主体のさまざまな支え合い活動が行われており、その活動を発掘し、その活動とそれを必要としている高齢者をマッチングすることで、地域づくりを推進する。多様な活動を効果的・効率的に繋げていくために、支え合い推進員が中心となって、行政や関係機関、事業者やNPO団体、地縁組織など、多様な主体と協働してネットワーク構築等の地域づくりを担う。

地域における自殺の基礎資料（P 7, 1 5, 5 7）

地域における自殺の実態に基づいた対策が講じられるよう、厚生労働省自殺対策推進室において、警察庁から提供を受けた自殺データに基づき、全国・都道府県別市区町村自殺者数について再集計したデータのこと。

地域福祉コーディネーター（P 3 4, 4 0, 6 2）

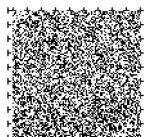
制度の狭間で苦しんでいる方や、既存の公的なサービスだけでは十分な対応ができない方などに対し、地域生活福祉を育むことにより、地域の生活課題の解決に向けた取組を行う人。

地域包括ケアシステム（P 3 9, 6 4, 6 8）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、医療や介護などの支援を包括的に提供するシステム。また、精神障害者を地域に迎える取組として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討も進められている。

調布市こころの健康支援センター（P 3 6）

調布市が独自に設置した精神保健福祉事業で、こころの病、精神障害・発達障害のある方の自立と社会参加および市民のこころの健康づくりを支援している。市が、調布市社会福祉協議会に運営を委託している。（P65参照）



調布市子ども・若者支援地域ネットワーク（P 4 4）

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項の規定に基づく協議会。教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者に対する支援に関係する機関、団体が連携し社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者を支援するため市が設置している。（P62参照）

調布市産業労働支援センター（P 4 1, 4 2）

創業を志す方や中小企業が抱える経営課題の解決のためのサポートをしている。創業や経営、事業資金に関する相談、テーマ別の相談会を開催している他、創業塾をはじめ、創業や経営に役立つセミナーも開催している。また、創業支援施設スマールオフィスの貸し出しを行っている。（P59参照）

調布市青少年ステーションCAPS（P 4 4）

中・高校生世代のための居場所、スタッフが様々な利用者の声を受け止め、活動を見守り、サポートするとともに、ダンスや音楽等のイベントも企画。相談や学習支援等も実施している。（P62参照）

調布市地域包括支援センター（P 3 9, 4 0）

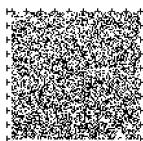
高齢者やその家族が、地域で安心して暮らせるよう、福祉や介護に関する様々な相談ができる総合相談窓口。地域包括ケアシステムを推進する中核機関として、様々なサービスや地域資源の利用、ネットワーク構築の他、虐待対応、認知症施策、医療と介護の連携推進を行っている。（P63参照）

調布市保健センター（P 3 6）

市民の健康を維持・増進するために様々な保健事業を、直接または医療機関などに委託して提供している。健康上の相談に保健師・栄養士・歯科衛生士等が応じている。調布市では健康推進課が担っている。（P69, 70参照）

調布ライフサポート（P 4 5, 4 8, 5 7）

生活困窮者自立支援法に基づいた、生活や仕事などに困っている人のための総合的な相談窓口。相談支援員が困り事の内容の聞き取りを行い、各関係機関と連携しながら、ともに考え、一人ひとりの状況に応じた支援を行う。（P63参照）



東京都多重債務者生活再生事業（P 4 6）

多重債務で生活困難な状況にある者に対し、相談体制を整備するとともに、必要に応じて資金を貸し付けることや就労支援の東京都の相談窓口のこと。

東京都労働相談情報センター（P 4 2）

東京都産業労働局の出先機関。センター（飯田橋）、大崎、池袋、亀戸、国分寺、八王子の6つの事務所で構成されている。それぞれの事務所で「働くこと」についての相談、調査、セミナーなどを行っており、働く方や使用者の方をサポートしている。

【は行】

ピアサポート（P 3 4）

同じような課題や状況、立場にある仲間（英語でpeer）同士による相互支援活動であり、問題解決や精神的支援の効果を期待するもの。

【ま行】

メンタルヘルス（P 2 5, 2 8, 2 9, 3 4, 3 5, 4 1, 4 2, 4 3, 4 8, 5 7, 5 8）

「心の健康」のこと。「心が健康である」とは、前向きな気持ちを安定的に保ち、意欲的な姿勢で環境（職場）に適応することができ、イキイキとした生活を送れる状態のこと。

【ら行】

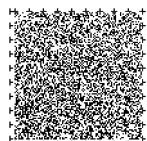
レスパイト（P 3 4）

介護者や家族の休息を目的とし、在宅介護を受けている高齢者や障害者、子どもを福祉施設などが一時的に預かる仕組み。

【英字】

P D C Aサイクル（P 5 0）

業務管理手法や行動プロセスの枠組みの一つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認）、Action／Act（行動）の4つで構成されていることから、P D C Aという名称になっている。P D C Aサイクルの考え方とは、公共分野において事業を円滑に推進するために広く取り入れられている。



8 / 自殺対策基本法（抜粋）

○自殺対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十三条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十四条—第十六条）

第三章 基本的施策（第十七条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に關し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有することであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

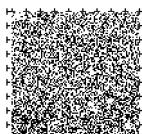
5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。



(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。），自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

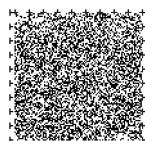
第十一條 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)



第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

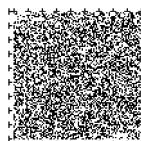
第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵（かん）養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。



(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

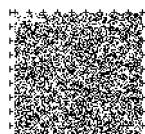
(会議の組織等)

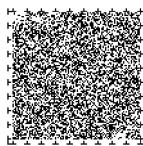
第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。





登録番号 (刊行物番号)
2018-236

調布市自殺対策計画 ~支え合い 認め合い ともに暮らす~

発行日 平成31年3月

発 行 調布市福祉健康部健康推進課

〒182-0026

調布市小島町2-33-1

文化会館たづくり西館保健センター

042-441-6100(直通)

R100
古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

